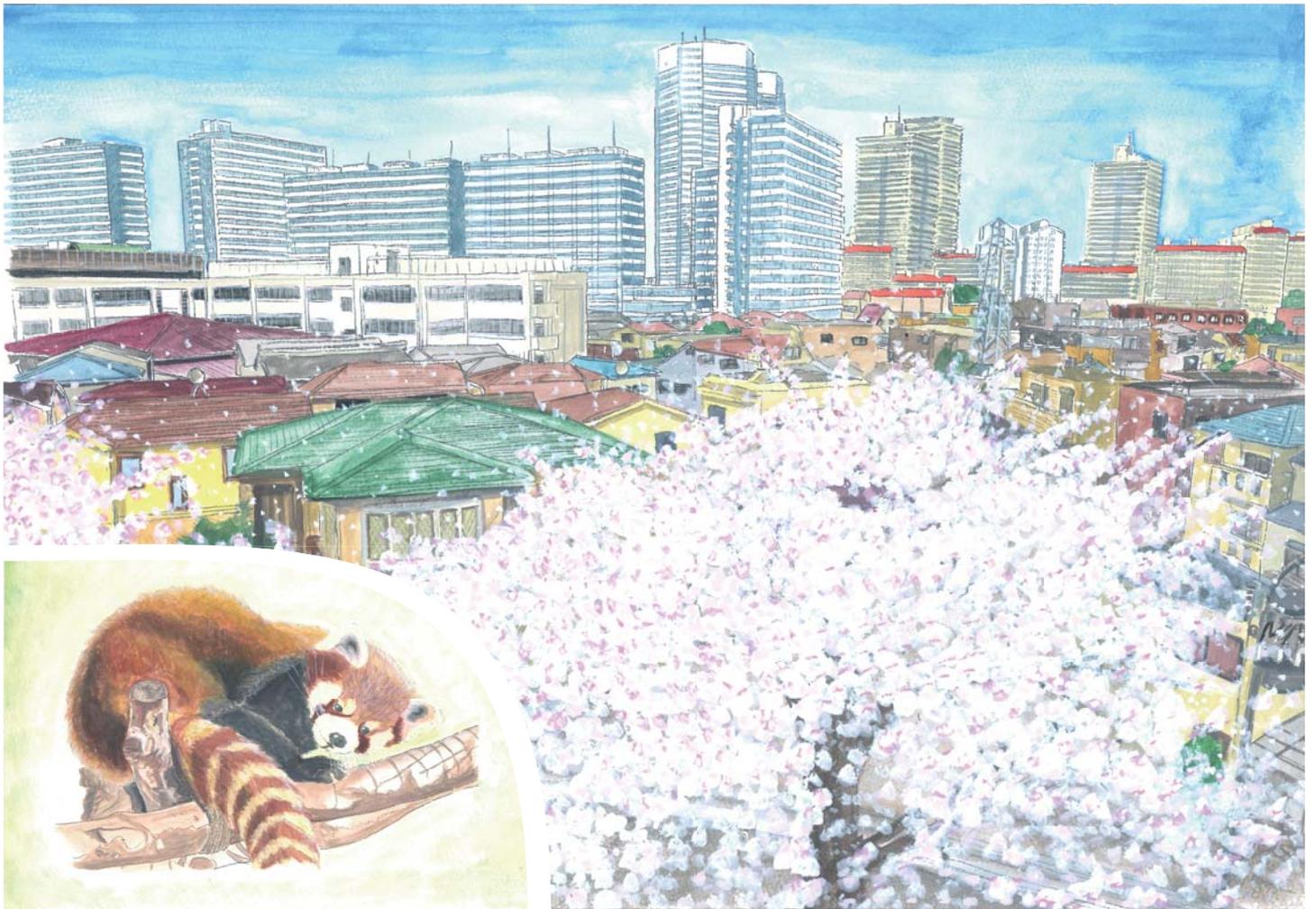


最幸のまち かわさき

幸区しあわせプラン

第4期幸区地域福祉計画

「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」
の実現をめざして



2014(平成26)年3月
川崎市幸区

はじめに



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあられるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあられる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあられるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があられるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成26年3月

川崎市長 福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 地域福祉計画の基本的な考え方.....	3
(1) 「地域福祉」について.....	3
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	4
(3) 地域福祉計画の必要性.....	5
(4) 計画策定の背景と趣旨.....	6
2 計画の位置付け	8
(1) 地域福祉計画と個別計画との関係.....	8
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	9
(3) 計画の期間.....	9
3 基本理念	10
4 基本的な視点	11
(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画.....	11
(2) 地域の実情に合った取組の推進.....	11
(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進.....	11
(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について.....	12
(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について.....	13
5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組.....	14
6 計画の推進と評価	17
(1) 計画の進行管理・評価の体制.....	17
(2) 計画の進行管理と評価.....	17
(3) 市民意見の反映と計画の推進.....	17
第1章 幸区しあわせプラン策定にあたって	19
1 地域福祉計画とは	21
(1) 幸区しあわせプラン.....	21
(2) 地域の課題解決のために.....	22
(3) 計画策定の流れ.....	23
(4) 計画の進行管理.....	23

2 幸区の地域の特色	24
(1) 幸区の概況	24
(2) 幸区地域福祉マップ	25
(3) 幸区の現状	27
(4) 区民が抱える生活課題	33
3 第3期計画の振り返り	35
(1) 地域交流会	35
(2) 第3期計画における主要な取組	38
(3) 第3期計画の基本方針ごとの振り返り	41
第2章 幸区取組	45
1 幸区がめざす地域福祉	47
(1) 計画の理念	47
(2) 基本目標	48
2 計画の体系	49
3 事業体系一覧表	50
4 第4期計画における重点項目	52
5 具体的な取組	54
基本目標1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり	54
基本目標2 国籍・障害・世代等を越えた つながりのある健康で豊かな まちづくり	67
基本目標3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり	71
資料編	81
(1) 第4期幸区地域福祉計画策定の経過	83
(2) 幸区地域福祉計画推進会議委員名簿	84
(3) 幸区地域福祉計画推進会議作業部会委員名簿	85
(4) 幸区地域福祉計画推進会議設置要綱	86
(5) 第3回川崎市地域福祉実態調査(幸区の集計結果)	88

巻末 ～夢見ヶ崎動物公園の仲間たち～



川崎市地域福祉計画について

序 章

1 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参 考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
 みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
 さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
 地域組織
 福祉関係団体

地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス
 提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

連携・協働

(4) 計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれ役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

(参 考) 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法*」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

* 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

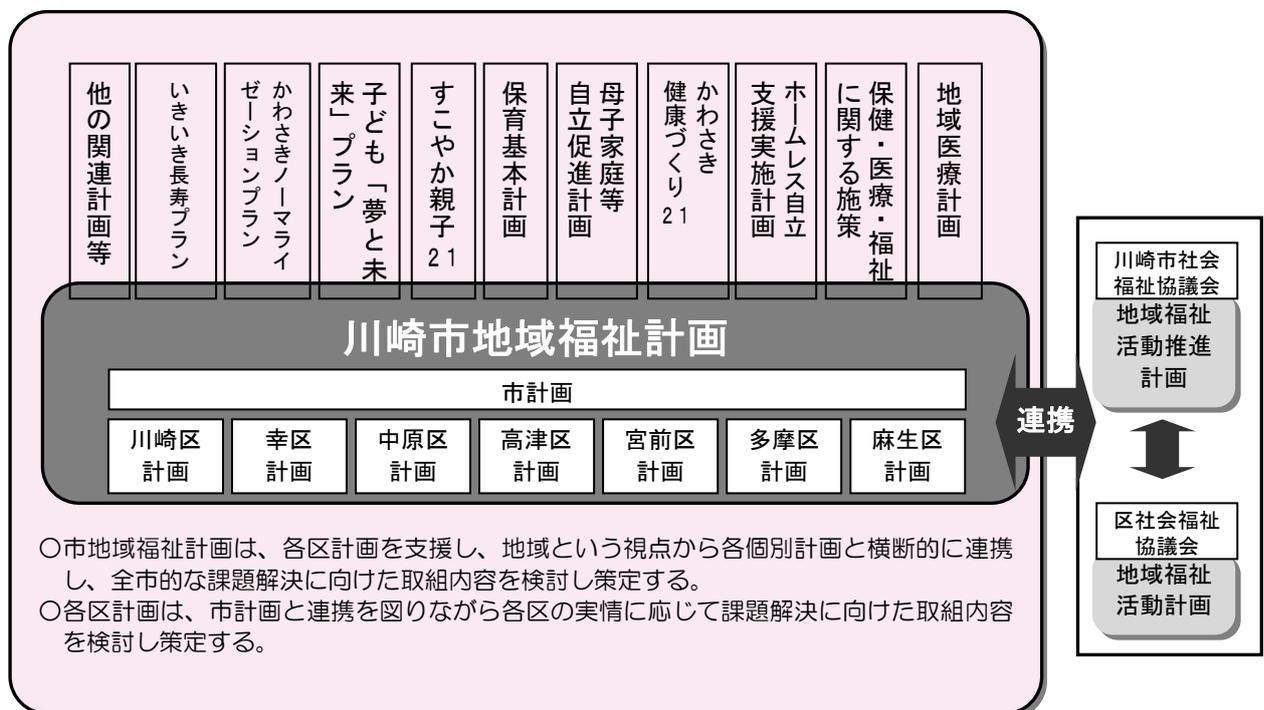
安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連して
くる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点
で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる
地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

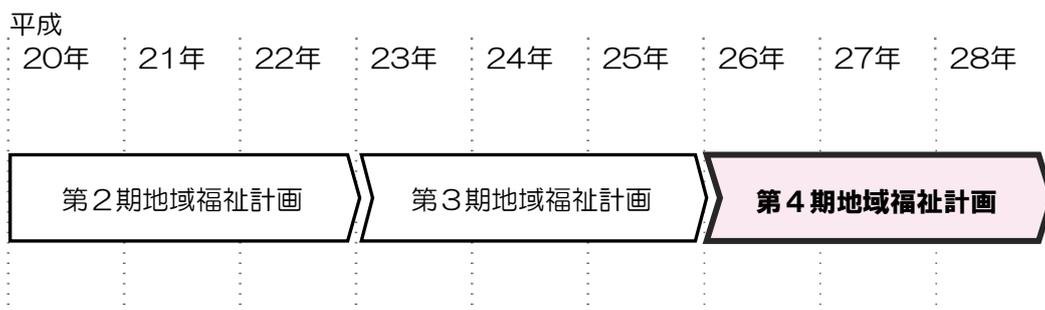
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



3 基本理念

川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

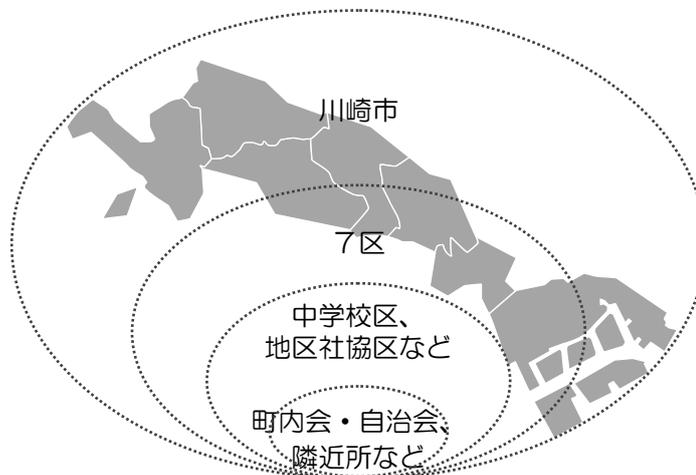
4 基本的な視点

(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第3期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第4期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第3期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

(2) 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第3回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

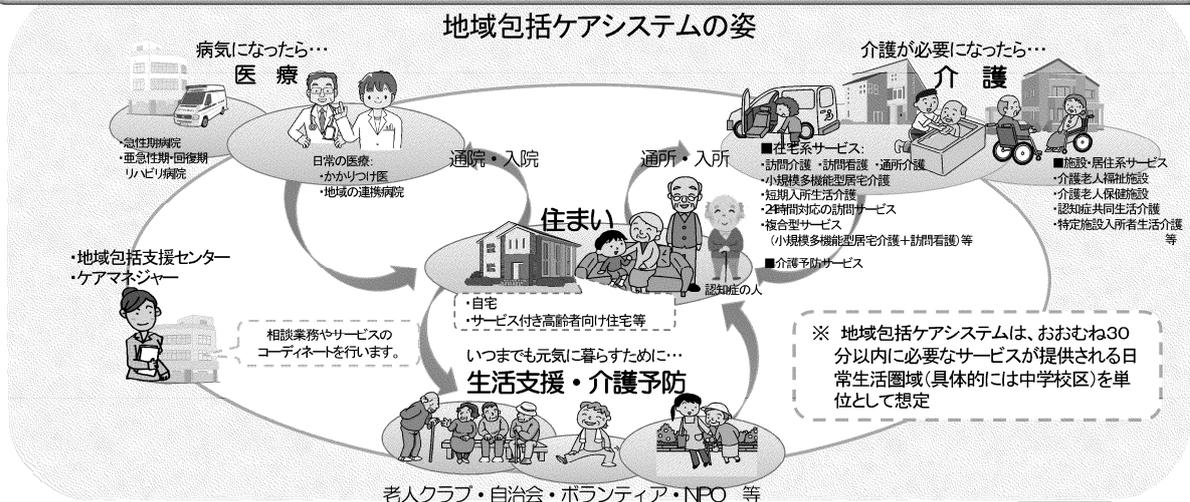
▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム (国のイメージ図)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

【重点2】 利用者に合わせて相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。

「重点2 利用者に合わせた相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

地域見守りネットワーク事業等の充実

▶ 地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶ 各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

民生委員児童委員の活動支援

▶ 民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶ 民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

災害時要援護者対策の充実

- ▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。
災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

- ▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備
通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（1）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（2）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（3）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

**幸区しあわせプラン
策定にあたって**

第1章

1 地域福祉計画とは

(1) 幸区しあわせプラン

地域福祉計画は、人と人とのつながりを基本として、助け合い、支え合う社会づくりの仕組みをつくる計画です。

幸区では、地域の「しあわせ」をみんなで築いていくことをめざして、地域福祉計画を「幸区しあわせプラン」と呼んでいます。

みなさんは「地域」と聞いて、どの範囲を思い浮かべますか？隣近所、町内会・自治会、小学校区、中学校区、幸区、川崎市など、決まりはありません。

しかし、助け合いをすることができる「地域」としては、隣近所から町内会・自治会の範囲と考える人が多いようです。その地域には、赤ちゃん、子ども、学生、子育て世代、働き盛り世代、高齢者、障害のある人、外国籍の人など、いろいろな人が住んでいます。

長く住んでいる人が多いまちですが、最近は大きなマンションが建ち、転入してくる人も増えています。そのような中、一人ひとりが抱える「困りごと」も多種多様なものになってきています。



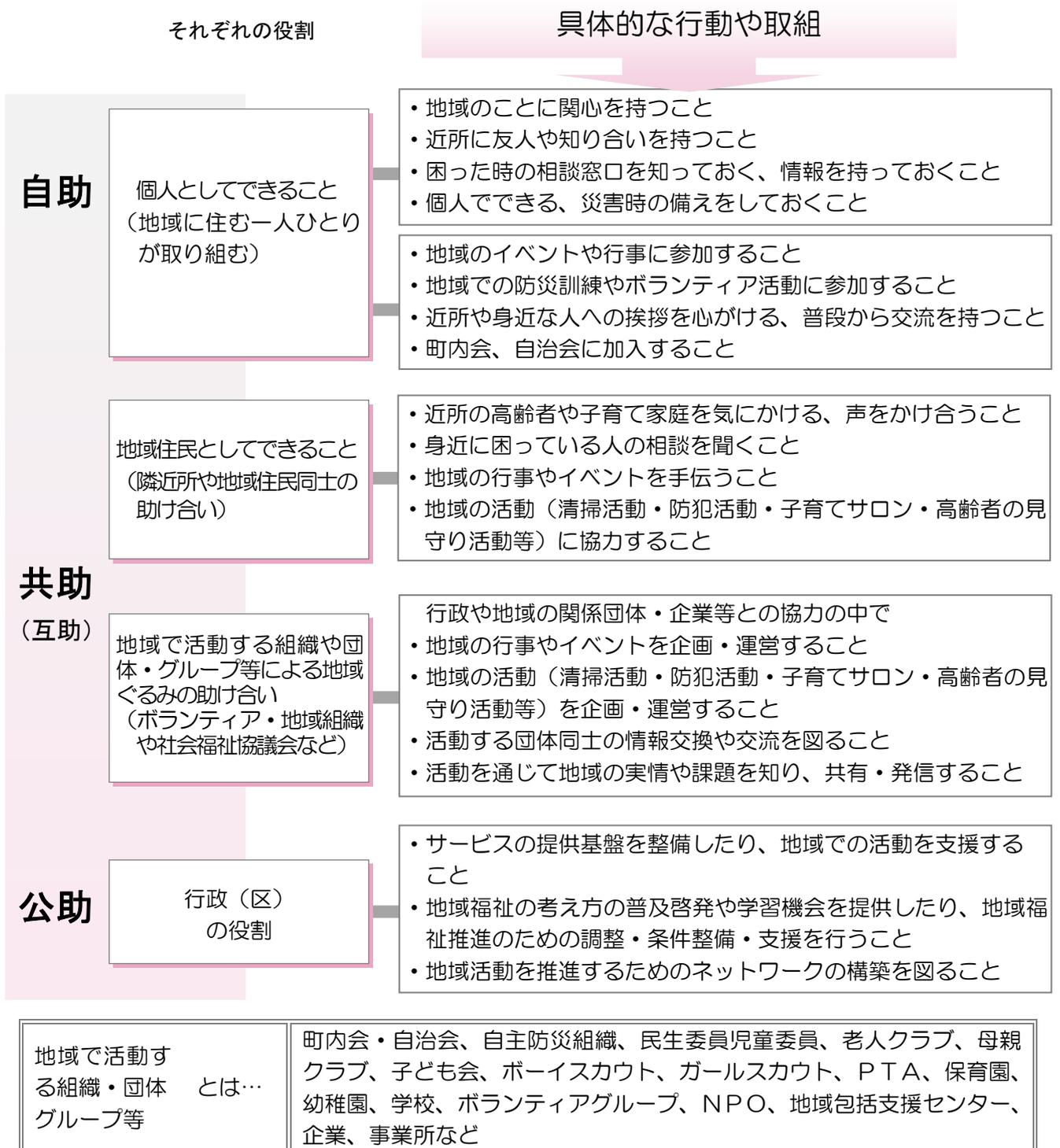
誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる地域にしていくために、一人でできないことは、家族・地域みんなで協力して、助け合いましょう。解決するのが難しい問題は行政と一緒に支援していきます。

(2) 地域の課題解決のために

幸区しあわせプランの主役は区民のみなさんです。

区民、福祉関係団体、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、ボランティアや地域関係団体の活動、公的サービスなどを組み合わせて地域の生活課題を解決していきます。

【地域の課題解決のための役割分担】



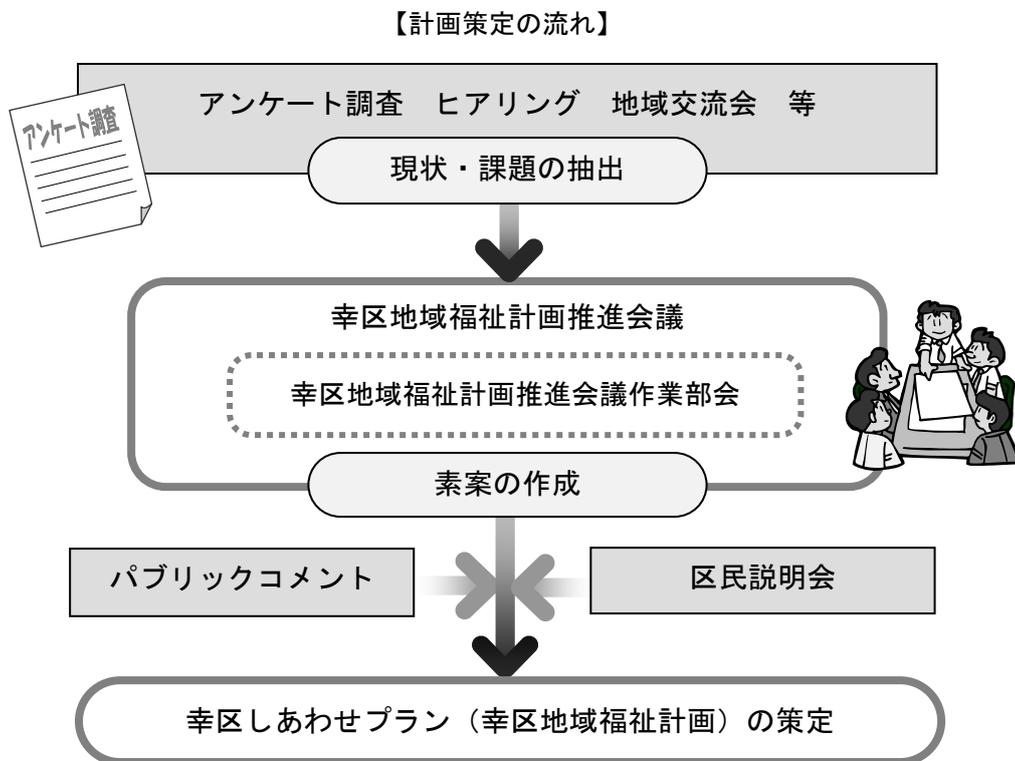
(3) 計画策定の流れ

計画策定にあたって、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体等へのアンケート調査や地域交流会等で、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

地域の現状や課題を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「幸区地域福祉計画推進会議」で、様々な視点から幸区の地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などを審議しました。

それと並行して、「幸区地域福祉計画推進会議作業部会」において具体的な取組、役割分担等を検討し、推進会議と共に計画の素案を作成しました。

計画素案はパブリックコメント*・区民説明会で公表され、区民の意見を取り入れてさらに検討し、計画を策定しました。



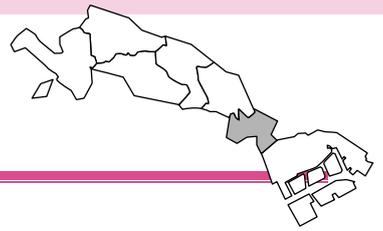
(4) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、区役所関係課のメンバーで構成する「幸区地域福祉計画推進会議作業部会」において、川崎市地域福祉実態調査や事業で実施するアンケートなど各種調査を踏まえ、年度ごとに各種事業・取組の評価を行います。

そして、「幸区地域福祉計画推進会議」で事業報告を行い、区民の視点で進行管理・評価をします。

さらに、計画の最終年度には3年間の総括により計画を見直し、次期の計画へつなげていきます。

* パブリックコメント：行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。



2 幸区の地域の特徴

(1) 幸区の概況

幸区は川崎市の南東部に位置し、面積は市内で最も小さい区です。川崎区・中原区、横浜市鶴見区・港北区、東京都大田区と隣接しています。

鉄道は、東海道線が川崎区との区境を通り、区の中央部を南武線と横須賀線がほぼ並行して通っています。幹線道路の国道1号線（第二京浜）が区の東側を南北に縦断し、国道409号線（府中街道）が北側を東西に横切っており、交通の便のよいまちです。



多摩川沿いの風景



夢見ヶ崎動物公園レッサーパンダ

東側に多摩川、西側に鶴見川、矢上川が流れ、西部の加瀬山にある「夢見ヶ崎動物公園」とともに、区民の憩いの場となっています。

近年では産業構造の転換に伴う大規模工場の移転が進み、跡地には我が国有数の大規模商業施設や高層集合住宅などが立地し、駅前広場やペDESTリアンデッキも整備されるなど、川崎市の新たな顔として、まちづくりが進んでいます。

新川崎駅と鹿島田駅周辺は、道路・公園・歩道橋の整備事業が進行し、大規模な開発が行われています。新川崎の操車場跡地では平成20年ごろから居住が始まり、平成25年9月末には人口が3,100人を超えました。特に、14歳以下の子どもの割合が29.8%と最も高い地区となっています。今後も大型マンションの建設が予定されており、さらに人口の増加が予測されています。



川崎駅西口周辺



新川崎・創造のもり ナノビック

新川崎地区では「新川崎・創造のもり」計画*により、大学や研究施設などが進出し、最先端の科学技術研究施設の集積が進んでいます。

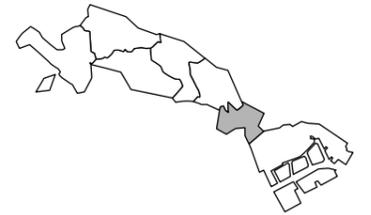
このような特色を生かし、明るく住みやすい、魅力あふれるまちづくりに向けて、区民の参加と協働による様々な取組が行われています。



幸区は平成24年4月に区政40周年を迎え、区の木・区の花を制定しました。

* 「新川崎・創造のもり」計画：産業界、大学、行政及び市民の連携により、21世紀を支える新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢をはぐくむ場づくりをめざす川崎市の計画です。

(2) 幸区の地域福祉マップ



子ども関連

- こども文化センター
- | | |
|---|--------------|
| 1 | 幸こども文化センター |
| 2 | 南河原こども文化センター |
| 3 | 小倉こども文化センター |
| 4 | 南加瀬こども文化センター |
| 5 | 下平間こども文化センター |
| 6 | 北加瀬こども文化センター |

- ▲ 地域子育て支援センター
- | | |
|---|----------|
| 1 | ふるいちば |
| 2 | かんだるー |
| 3 | ぶるーべりー |
| 4 | ゆずりは |
| 5 | ふあみいゆ南河原 |
| 6 | ふあみいゆ小倉 |
| 7 | ふあみいゆ幸 |

高齢者関連

- 地域包括支援センター
- | | |
|---|----------|
| 1 | 幸風苑 |
| 2 | 夢見ヶ崎 |
| 3 | かしまだ |
| 4 | しゃんぐりら |
| 5 | みんなと暮らす町 |
| 6 | さいわい東 |

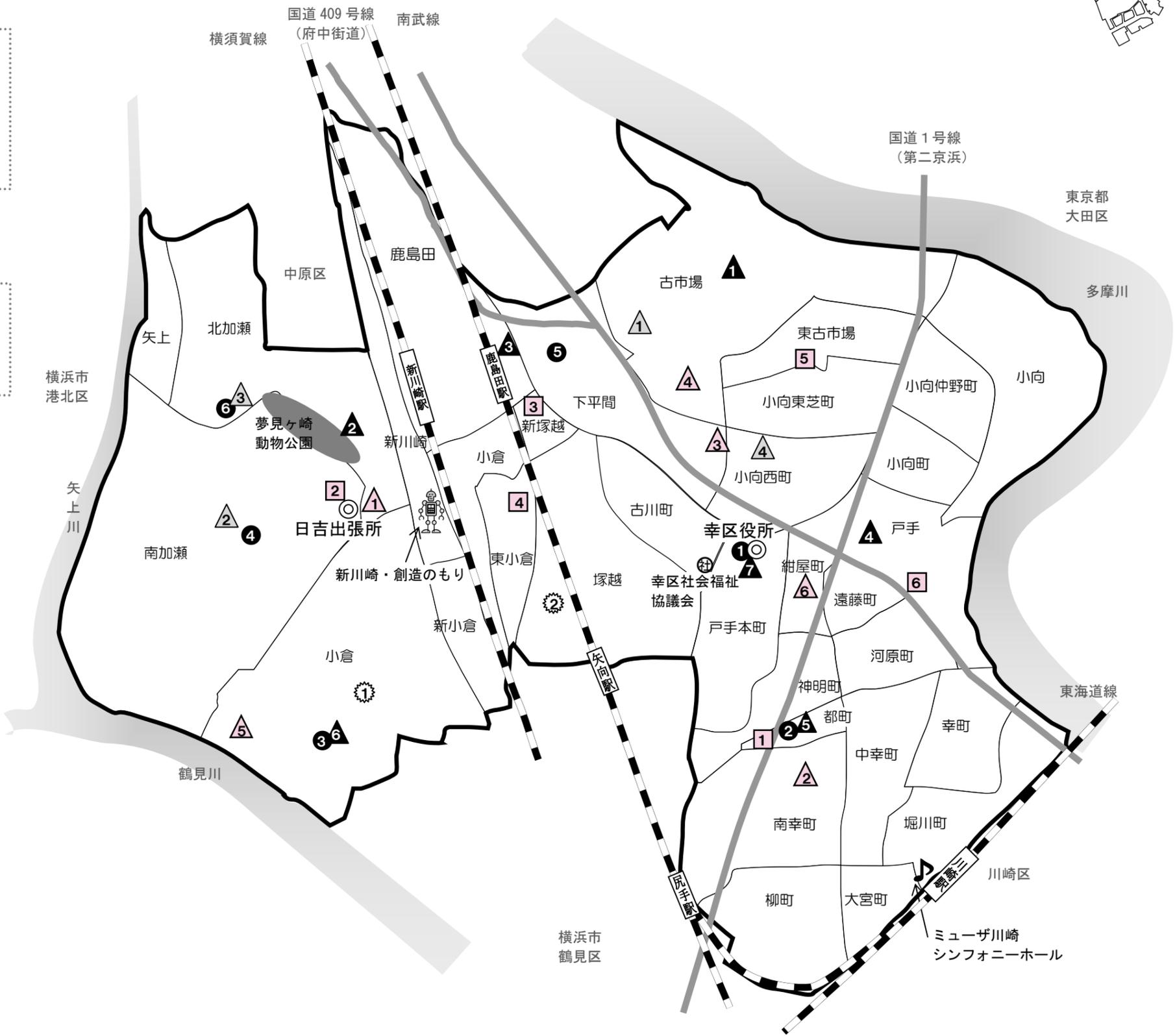
- ▲ いこいの家
- | | |
|---|----------|
| 1 | 日吉いこいの家 |
| 2 | 南河原いこいの家 |
| 3 | 下平間いこいの家 |
| 4 | 古市場いこいの家 |
| 5 | 小倉いこいの家 |
| 6 | 御幸いこいの家 |

障害者関連

- ▲ 障害者相談支援センター
- | | |
|---|------------------|
| 1 | さいわい基幹相談支援センター |
| 2 | 地域相談支援センターラルゴ |
| 3 | 地域相談支援センターりぼん |
| 4 | 地域相談支援センターあんさんぶる |

住民交流活動拠点

- ☀ 陽だまり
- | | |
|---|------------|
| 1 | 小倉の駅舎 陽だまり |
| 2 | 塚越の陽だまり |



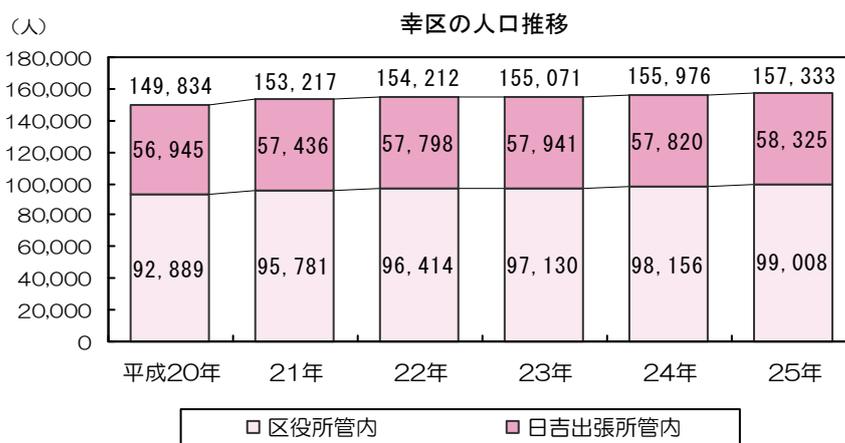
※子育て関係施設の詳細は「おこさまっぷ さいわい」（こども支援室で配布）、
 高齢者関係施設の詳細は「高齢者福祉のしおり」（高齢者支援係で配布）、
 障害者関係施設の詳細は「ふれあい」に掲載されています。

(3) 幸区の現状

① 人口の推移

幸区は市内で人口が最も少ない区ですが、人口密度は2番目に高くなっています（平成25年10月現在）。

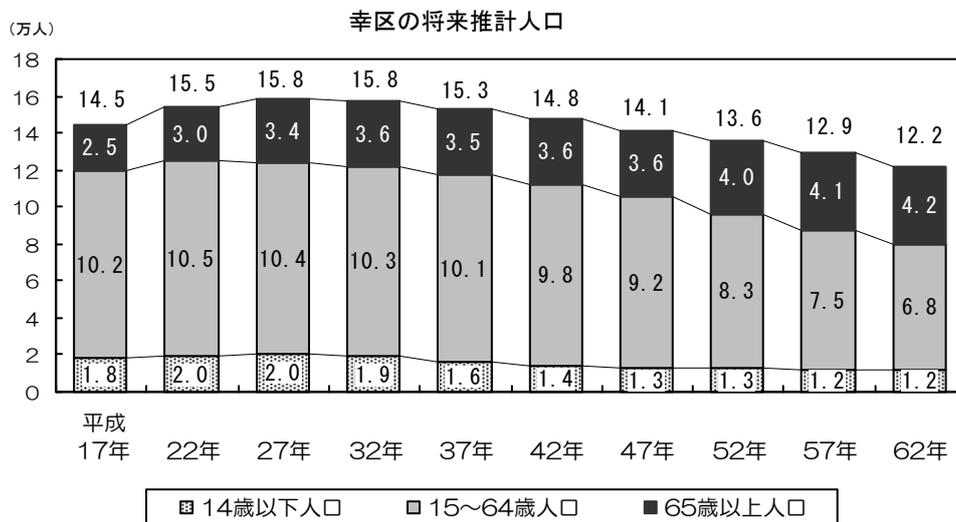
川崎駅西口や新川崎駅周辺地区に大型マンションが建設され、転入者が増加したことにより、人口はこの5年間で約7,500人増加しています。今後もしばらくは増加傾向にあると推計されています。



幸区に住む人は増えているよ。
大きなマンションも建っているし、しばらく増えそうだね。



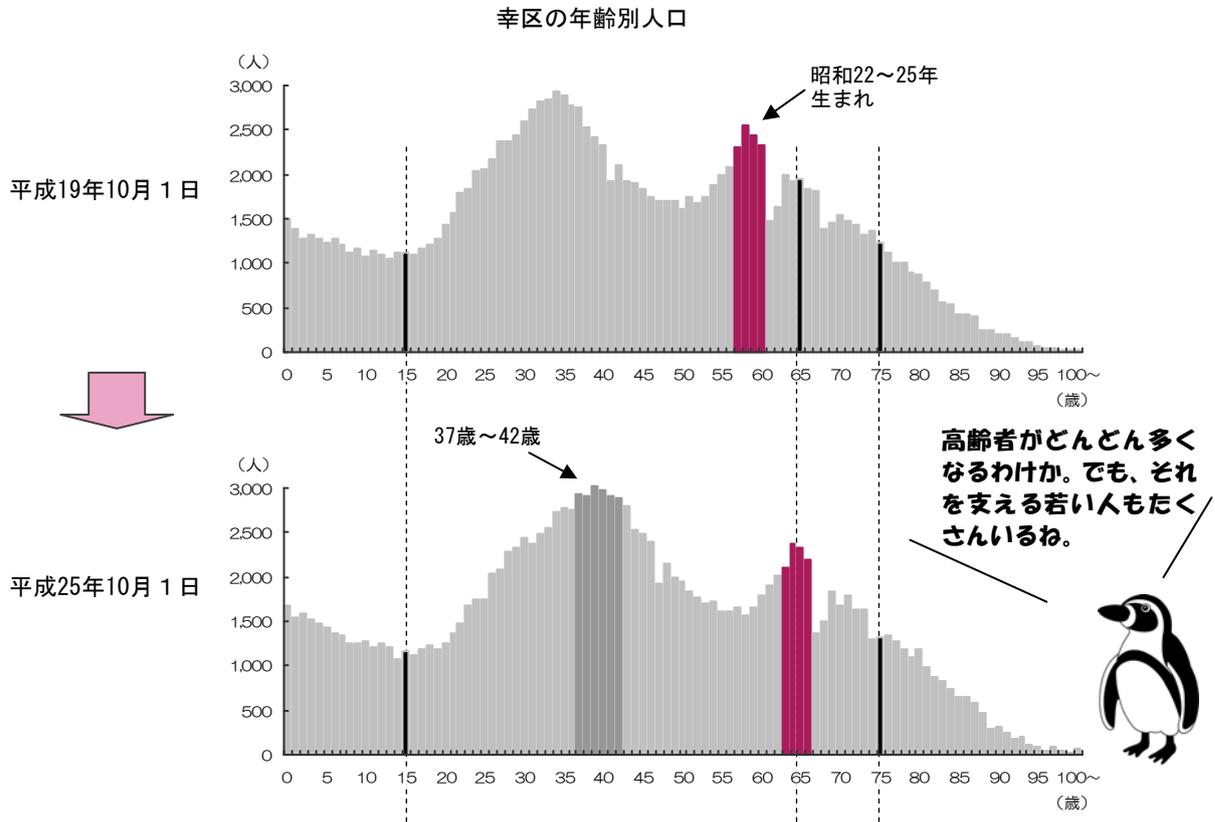
資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）



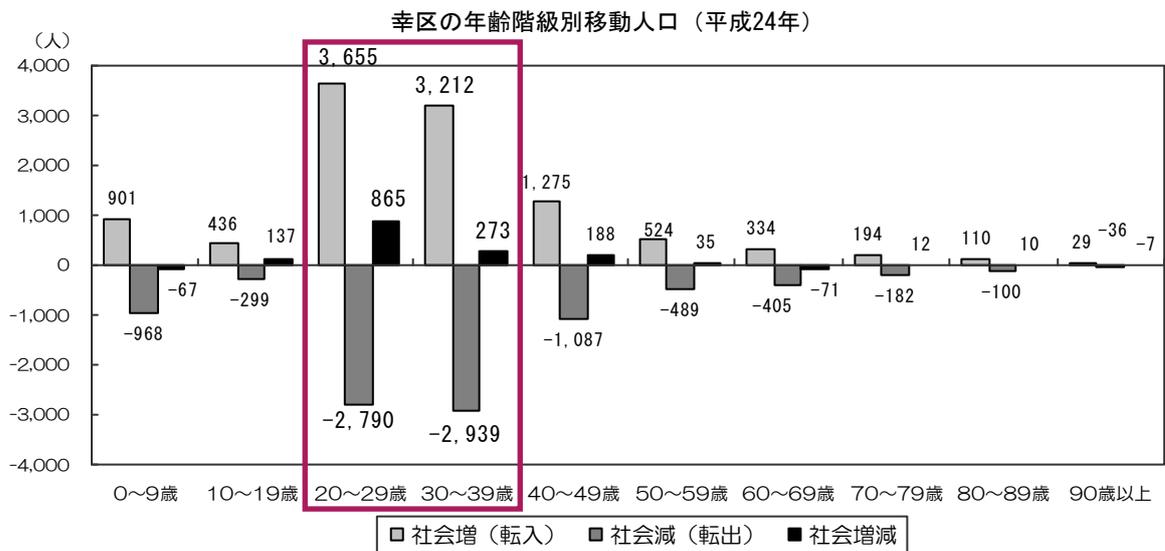
資料：「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」平成22年4月 川崎市総合企画局

団塊の世代を含む昭和22～25年生まれの人口が、平成24年には65歳を迎え、10年後には75歳以上となります。

また、高齢化が進んでいる一方で、年齢別人口では37歳～42歳の人口の張り出しが最も大きく、平成24年の移動人口をみても、20歳代、30歳代の転入が多くなっています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」（各年10月1日現在）

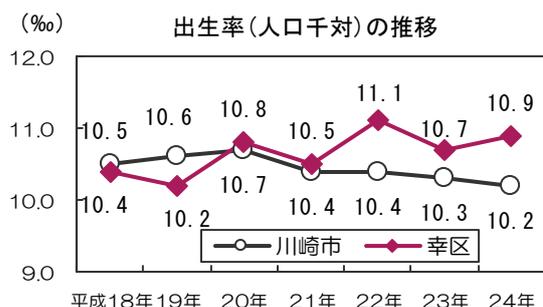


資料：川崎市統計情報「川崎市の人口動態（平成24年）」

② 子どもの人口

子育て世帯の転入が多いこともあり、平成24年の出生率（人口千対）は10.9‰*で、市全体より高くなっています。

また、14歳以下の人口は増加傾向にあり、平成25年9月末現在、14歳以下の子どもの人口割合が最も高いのは、新川崎で29.8%、次いで新塚越19.8%、小向仲野町19.5%となっています。



資料：川崎市健康福祉年報



資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」(各年10月1日現在)

子どもの数は増えているよ。
みんな、どこで遊んでいるの？



③ 高齢者の人口

65歳以上の高齢者の割合は市内でも高く、平成25年10月1日現在、20.6%となっています。平成27年以降、人口は減少傾向に転すると推計されているものの、65歳以上人口は増加傾向が続き、区内に住み続けたいと考える区民も多いことから、高齢化の一層の進行が予測されます。

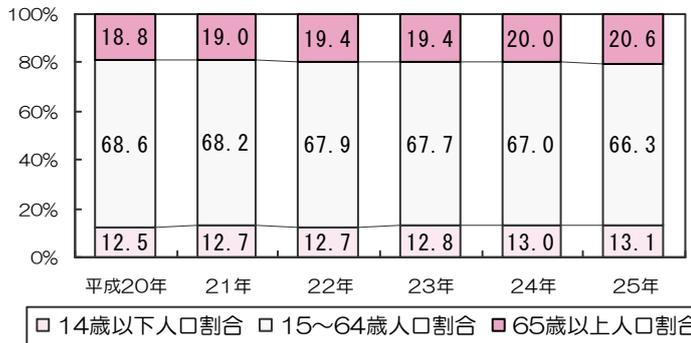
また、町別にみると、平成25年9月末現在、河原町、東古市場、都町、紺屋町、小向町、古市場では高齢者の割合が25%を超えています。特に河原町では、平成20年の37.5%から5年間で10ポイント以上高くなり、48.6%になっています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」(平成25年10月1日現在)

* 出生率（人口千対）：人口1,000人に対する出生数の割合で、‰（パーミル）は千分率を表します。

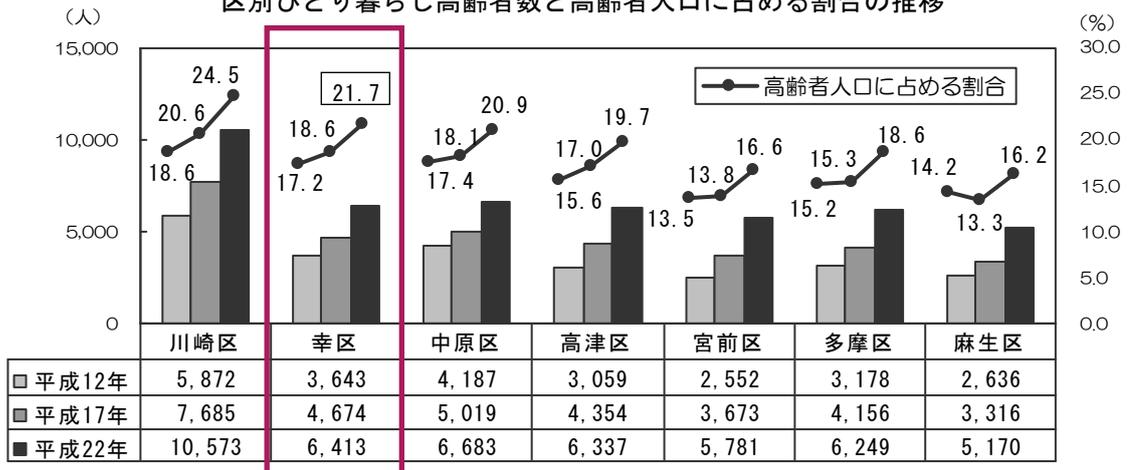
幸区の年齢3区分別人口割合の推移



資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」（各年10月1日現在）

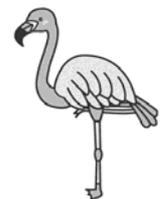
平成22年国勢調査における高齢者人口29,601人のうち、ひとり暮らし高齢者は6,413人（21.7%）となっており、高齢者に占める割合も高くなってきています。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移



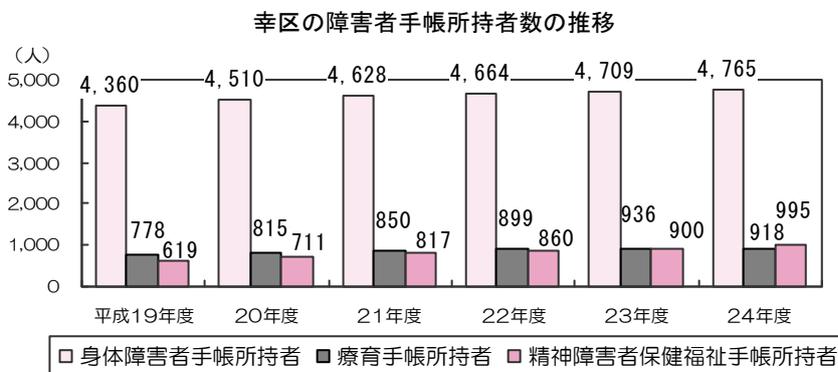
資料：国勢調査

確か、幸区は面積が狭い区のはず。それなのに、こんなにたくさん的高齢者が、ひとりで暮らしているなんて。ご近所にもひとり暮らしの人がいるかもしれないね。



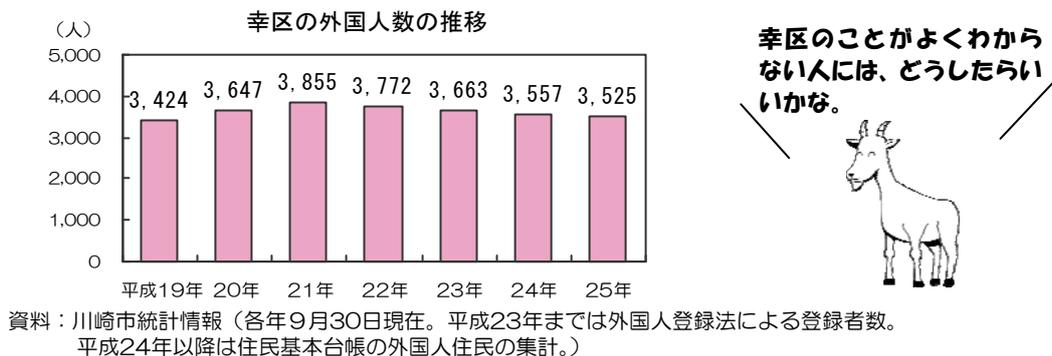
④ 障害者の人口

障害の手帳所持者数は増加傾向となっています。



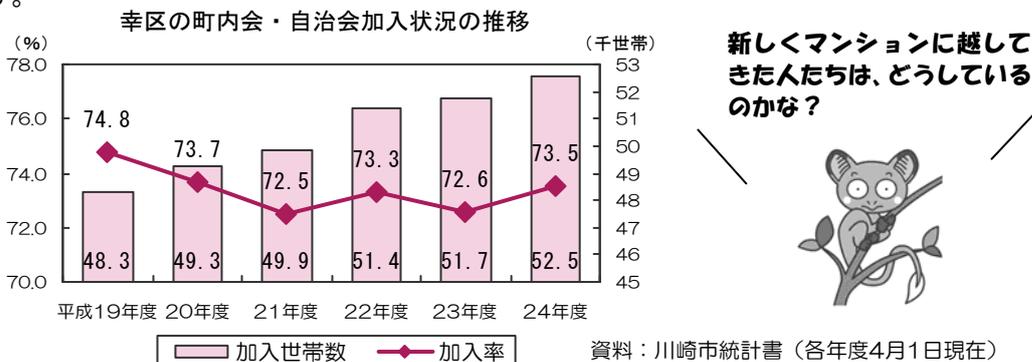
⑤ 外国人の人口

外国人数*は、平成25年9月末で3,525人となっており、総人口に占める割合は市内で2番目に高く、2.2%となっています。



⑥ 町内会・自治会加入の状況

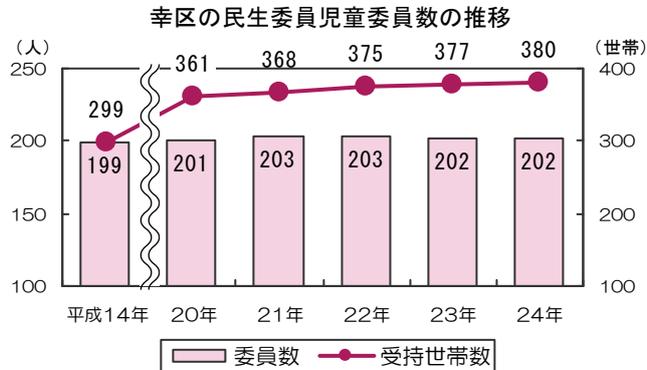
町内会・自治会への加入状況は、平成24年度は加入率73.5%で、市内で最も高くなっています。世帯数の増加に伴い加入世帯数も増加していますが、加入率は73%前後で推移しています。



* 外国人数：平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

⑦ 民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員の1委員あたり受持ち世帯数は増加傾向となっています。



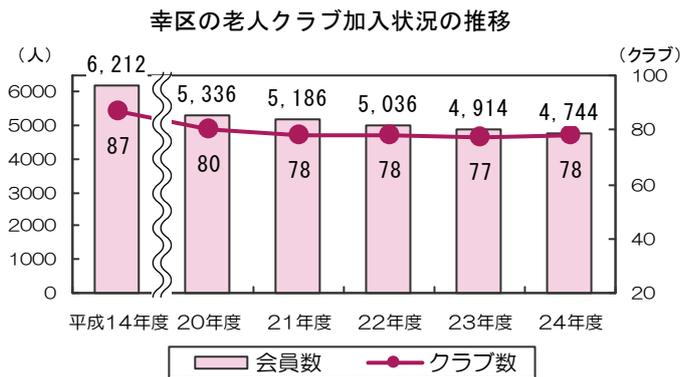
資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

民生委員児童委員の数はあまり増えていないけれど、世帯は増えている…だから1人で担当する世帯が増えているんだね。10年前と比べると、81世帯も増えている。



⑧ 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。



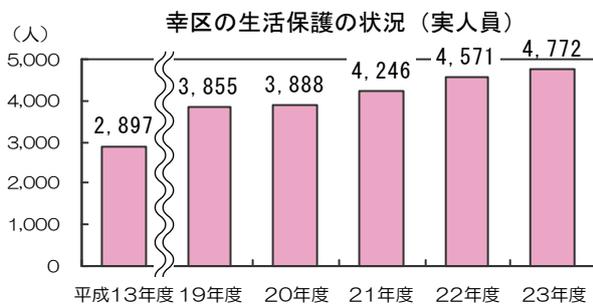
資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

高齢者は増えているのに、老人クラブには入らない…なぜだろう…



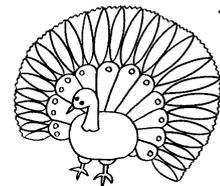
⑨ 生活保護の状況

生活保護*を受ける人の数は増加傾向にあり、平成23年度で約4,800人となっています。総人口に占める割合は市内で2番目に高くなっています。



資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

最近、「生活保護」って、よく聞くよ。しっかり考えてみよう。



* 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

(4) 区民が抱える生活課題

区民の意識調査結果から見える主な課題

平成25年1月に行われた「第3回川崎市地域福祉実態調査」から、区民が抱える主な生活課題をまとめました。

●高齢者に関する課題が約4割

調査では、助け合いをすることができる「地域」の範囲を「町内会・自治会程度」と考える割合が最も高く、次いで「隣近所程度」となっています。

その「地域」において課題だと感じていることは、高齢者に関することが約4割となっています。

また、日常生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこととして「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」が上位にあがっており、自分ができる手助けとしても同じ項目が上位にあがっています。

→ ひとり暮らし高齢者が増加しており、特に高齢化率の高い地区では、隣近所・町内会・自治会という小地域でのつながりによる助け合い・支え合いが求められます。

●地域防犯・防災に関する課題が3割以上

次いで課題だと感じていることは、地域防犯・防災に関することが3割を超えています。

東日本大震災後、防災意識の高まりや、正しい情報を得ることの必要性を感じたという声が多く聞かれる一方で、避難場所がよくわからない、防災訓練の参加者が少ないという声もあります。

→ 安否確認の見守り・声かけや、災害時の手助けを望む人が多くいます。いざという時に助け合うためには、日頃から地域とつながっておくことが大切です。

●子どもに関する課題も3割弱

子どもに関することも3割弱となっています。

子どもが安心して遊べる場所を望む声や、働きながら子育てしている家庭への支援が不足しているという声があります。

また、小学生や中学生の子どもの居場所がないという意見もあります。

→ 転入者が多く、子育てに不安を抱える親が孤立しないよう、子育ての先輩から話を聞く機会等を設けることなどが重要です。
乳幼児だけではなく、小学生、中学生の居場所についても地域で考えていくことが求められています。

●地域のつながりに関して

孤立死を防ぐために有効だと思うことは、「隣近所や町内会による安否確認」「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が上位を占めています。

助け合いのできる「地域」の範囲は「町内会・自治会程度」が最も多くなっています。また、保健・福祉に関する情報の入手は「市の広報」に次いで「町内会・自治会の回覧板」が多くなっています。



幸区は町内会・自治会の加入率は高いものの、新しくできたマンションなどでは組織ができていないところもあり、加入の仕方がわからないという課題があります。活動をPRし、地域活動参加への最も身近な組織として、引き続き加入促進に取り組む必要があります。

●民生委員児童委員に関して

孤立死の防止には「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が有効という意見が多い一方で、民生委員児童委員のことを知らない人が増えています。



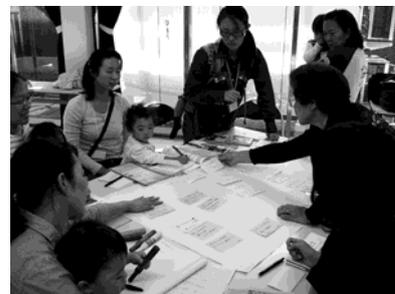
民生委員児童委員の活動は見守りに限らず、多くの取組において協力を得ています。地域福祉推進の上で大きな役割を果たしている民生委員児童委員の活動内容を理解してもらうよう努める必要があります。

3 第3期計画の振り返り

(1) 地域交流会

① 平成23年度地域交流会

幸区地域福祉計画推進会議での第1回の審議を踏まえ、委員有志で「地域交流会企画運営会議」を開催し、交流会のテーマや地域について検討を行いました。その中で委員の方から、「2年前に役員のなり手がいなくなり『母親クラブ』が消滅したため、町内会に乳幼児を持つ家庭の声が届きにくくなった」との声がありました。そこで、地域の支え合いが必要になる子育て時代に地域福祉について考えるきっかけづくりと、地域の課題解決を図りながら地域のつながりを深めることを目的に、「町内会に母親クラブのような乳幼児を持つ親子の集まりやそれを支える仕組みを作ろう」をメインテーマとして5回の交流会を実施しました。



日時	テーマ
平成23年10月27日	子育てにおいてやりたいこと・知りたいことについて話し合おう！①
平成23年11月15日	子育てにおいてやりたいこと・知りたいことについて話し合おう！②
平成23年12月 6日	地域の「子育てお役立ち情報」を知ろう！
平成24年 1月19日	子育てについて、おしゃべりしませんか？
平成24年 2月21日	幼稚園・自主保育について知ろう！語ろう！



交流会でやりたいことや知りたいことについて、情報提供や意見交換を行いました。

子どもの年齢層が幅広かったこともあり、様々な目的で集まり、母親同士の情報交換や交流は楽しいと思っていることがわかりました。また、集まる場所は、子どもの年齢によって工夫が必要だということもわかりました。

異なる年齢の子どもを持つ親子の交流は、「どのような目的で」「どこで行うか」などを考える必要があります。



地域交流会から、こんなグループが活動を始めています！



ママさん交流会 あつぷる

平成23年度に戸手本町2丁目地区で開催した地域交流会をきっかけに、子育て中のお母さんたちで作った交流会です。月1回程度集まり、子育ての悩みや嬉しかったことなどを話し合っ、情報交換しています。季節ごとのイベントもみんなで考え、チラシを作成して町会で掲示してもらっています。地域のことを知って、つながりも広がっていくといいですね。



② 平成24年度地域交流会

近くの知り合いが宝物！～幸区の地域活動を知ろう～

平成24年度は、地域の状況や課題を探りながら地域のつながりを深めることを目的に、区内で地域福祉に関する活動を行っている団体等の交流会を開催しました。

様々な活動をしている人が参加し、活動の様子、やりがい、苦労していることなど、多くの意見が出されました。

日時	開催地区
平成24年11月27日	御幸地区
平成24年12月10日	日吉地区



<共通する主な課題>

●ひとり暮らしや閉じこもりがちな人に地域活動に参加してもらえない

出された意見

- ・町内会に入ってもらい、民生委員の活動内容を知ってもらう。
- ・ひとり暮らしでも、たまには家族が会いに来る。その家族に声をかける。
- ・コミュニティの場を役所が作り、気軽に話せる地域カフェがあるといい。

●男性の地域活動への参加が少ない

出された意見

- ・退職前から地域活動に入れるような流れを作る。
- ・男性が参加しやすい曜日にイベントを開く
- ・町内会の集まりなどで、奥さんからご主人の情報を聞く。

●個人情報保護法で、情報をもらいにくくなった

出された意見

- ・情報に必要な範囲で、できるところだけ収集する。
- ・災害時の対応が可能となるよう、個人情報提供に関する同意書を取っておく。
- ・町内の人から情報を得る。回覧板は手渡しする。

●地域の方に活動を知られていない

出された意見

- ・町内会回覧板にチラシを載せてもらう。
- ・地域のお祭りやイベント、集会に参加し、活動をPRする。
- ・町内会、老人会、婦人会などに働きかけ、地域の中に入って行く。

●活動資金が不足している。活動場所が少ない

出された意見

- ・空き家、空き店舗の有効活用をする。
- ・老人いこいの家を、年齢にかかわらず利用できるようにする。
- ・陽だまりのような活動拠点が広がるとよい。

●ボランティアが不足している、後継者が出てこない

出された意見

- ・ボランティア活動のメリットを作る。ポイント制にしているところもある。
- ・学校教育を通じてボランティアに対する意識を高める。
- ・男性にお願いできそうなボランティア内容を考える。

③ 平成25年度地域交流会

近くの知り合いが宝物！～幸区の地域活動を知ろう・第2弾～

区内で地域福祉に関する活動を行っている団体等の、活動分野を超えた交流の機会をつくるため、平成24年度に続き、「～幸区の地域活動を知ろう・第2弾～」を開催しました。

日時	開催地区
平成25年9月17日	南河原地区
平成25年9月24日	日吉地区
平成25年9月27日	御幸地区



私は保育士の資格があるので、お役に立つことがあるかもしれません。

私の活動しているところでは、障害のある子どもを預かっています。一度来てみてください。

地域包括支援センターはこんなところです。いろいろな相談にのっています。地域の人にもっと知ってもらいたいです。



公園などで子どもの外遊びをしているグループです。発達に障害があるのではないかとと思ったら、どのように声をかけたらいいか、お話を聞かせてください。

男性だけのボランティアグループですが、参加者がなかなか増えません。→男性ボランティアの手を借りたいです。私たちが募集のチラシを作成しますよ。

傾聴って、どんなふうにするんですか。難しいですか。→講座を開いています。ぜひのぞいてください。

意外と知らなかった、近くで活動している団体の内容がわかり、情報交換カードでメッセージを交わしたり、お互いに協力できることが見つかったり、有意義な交流となりました。

② 情報交換カード

様 (このカードをお渡ししたい方のお名前をお書きください)

活動団体へのメッセージ (メッセージにチェック、またはその他にメッセージをお書きください)

- すばらしい活動ですね。
- 活動の趣旨・内容に興味です！
- 活動をもっと詳しく知りたいので、情報(チラシやリーフレットなど)を送っていただけませんか。
- 活動を見学したいので、活動日などを教えてください。
- お手伝いができると思いますので、イベント等に誘ってください。
- その他感想等 ()

(あなたの活動場所の連絡先についてお書きください)

団体名				氏名	
連絡先	住所				
	電話		FAX		
	メールアドレス				

母親だけのグループなので、協力していただける人がほしいです。
→知り合いの民生委員児童委員に声をかけておきましょう。相談に乗ってくれると思いますよ。



(2) 第3期計画における主要な取組

① 高齢者・障害者に関する取組

高齢者や障害者が、地域で安心して住み続けられ、いつまでも健康に暮らしていける仕組みづくりを進めるため、第3期計画では、次の取組を重点的に推進してきました。

具体的取組・事業名	成果と課題
ふれあい&すこやか (ふれすこ) 事業	「ふれすこサポーター養成講座」を開催し、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるための知識を習得した「ふれすこサポーター」を養成してきました。 今後は参加者を増やすため、地域を限定せず広報していくことや、フォロー講座に力を入れ、サポーター活用方法を検討することが必要です。
健康長寿推進事業	第2期計画の河原町地区に続き、第3期計画では日吉地区を中心に、地域主体の健康づくり活動や、そのための環境づくりを住民と共に行ってきました。地域住民の意識も変わりつつあると評価されています。 今後は、介護予防も兼ねて、高齢者が多く参加できる企画と場を設けることが課題となります。
介護予防グループ 支援事業	地区社協やボランティアグループと共に、リハビリ教室を毎月開催するなど、高齢者の介護予防を地域の組織と協働で進めてきました。 今後は、プログラムを工夫して、参加者の増加を図ることが必要です。
障害者相談支援事業所 等関係機関の ネットワークづくり	基幹相談支援センター及び地域相談支援センターと協働で地域での障害者支援のネットワークを活性化し、地域での障害者支援力を高めてきました。 今後は、障害児も含めた障害者支援の関係機関の連携を強化し、情報共有を図るとともに、障害者が地域で生活していくための課題解決に向けて検討していくことが必要です。
地域ケア連絡会議	地域で高齢者が安心して生活できるように、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、地域課題の抽出と検討を行ってきました。 今後は、さらに小地域での個別ケースを検討することにより、地域ニーズを掘り起し、地域のネットワークづくりを含めて軌道に乗せていくことが課題となります。



ふれあい&すこやか事業



健康長寿推進事業

② 子どもに関する取組

既存の施設を活用した父親の育児参加やボランティア・保護者同士の交流推進など、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていくという視点で、子育て支援及び子育て支援に係る次世代の育成を進めるため、第3期計画では、次の取組を重点的に推進してきました。

子育てに関する事業は充実しており、地域との連携ができていると評価されています。

具体的取組・事業名	成果と課題
こんにちは赤ちゃん事業	子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てできる地域づくりをめざし、こんにちは赤ちゃん訪問員が生後4か月までの乳児家庭全戸訪問に努めてきました。 今後は、訪問時のみで終わらず、その後の地域づくりにつなげていく事が課題となります。
地区の赤ちゃん相談	地域ぐるみで子どもを育てるという理念のもと、地域の子育て支援団体やボランティア等と連携しながら育児相談を開催し、子育て世代同士や世代間交流を図ってきました。 今後も機会をとらえて広報していく必要があります。
地域の子育てサロン・フリースペースの支援	第3期計画では、特に転入者が多く新たに始まった新川崎地区の子育てサロンの活動支援を行いました。 引き続き、親同士、子ども同士の交流や情報交換が図られるよう活動支援を行っていきます。
幸区うるかむサロン事業	幸区居住3年未満の世帯を対象に、親子体操と子育て支援機関等に関する情報交換などを行いました。民生委員児童委員等の協力を得て、情報提供と地域との橋渡しをしています。 きっかけづくりに終わらず、その後の交流につなげることや、広くPRに努め、参加者を増やすことが課題となります。
パパッとサタデー (自主運営型)	土曜日の親子の遊びの場の提供と父親の育児参加を目的に、こども文化センター2か所で月1回土曜日に開催しています。 開催回数を増やしてほしいという声もあり、今後も魅力ある企画を検討していきます。
発達障害児支援事業	子どもの発達に不安を持つ保護者の交流会を年間10回程度開催するほか、保護者向けの講演会や支援者向けの講演会を開催し、発達障害の子ども福祉の向上に努めています。 引き続き、事業の継続を図っていきます。



新川崎 赤ちゃんのわ!



パパッとサタデー

③ 地域のつながりに関する取組

地域コミュニティと地域の機関、市民活動団体等が継続して活発な活動ができるよう支援し、地域による支え合いの強化を図るため、第3期計画では、次の取組を重点的に推進してきました。

具体的取組・事業名	成果と課題
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携を強化するため、社会福祉協議会における登録団体や職員に参加してもらい、地域交流会を開催しました。 また、地域活動を担う人材を育成するために傾聴ボランティア養成講座を共同開催しました。 地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携は欠かせないものであり、情報の共有化も進めていく必要があります。
地域交流会等の推進	第3期計画においても、毎年地域交流会を開催し、情報交換をする中で地域の課題を把握し、課題解決の過程で地域のつながりを深めました。 今後は開催場所や回数を検討するとともに、広報に努めていく必要があります。
地域コミュニティ活動の推進	幸区は市内では町内会・自治会加入率が高いものの、転入者も多くいるため、町内会・自治会の活動内容をわかりやすく紹介し、加入促進を図っています。 助け合いができる地域の範囲として、町内会・自治会への加入促進を進めるとともに、地域行事等の支援を行っていきます。

幸区社会福祉協議会との連携強化事業「傾聴ボランティア養成講座」から、

こんなグループが活動を始めています！

傾聴ボランティア さいわい

心の通い合うコミュニケーションは、人と人とのつながり、地域のつながりを深める手段として大切なものです。平成22年度の傾聴ボランティア養成講座の修了者から、「幸区に傾聴ボランティアグループを立ち上げて活動したい」という声上がり、「傾聴ボランティアさいわい」が活動を始めました。

傾聴ボランティアの活動がより充実したものとなり地域に根付いていくように、平成23年度、平成24年度と傾聴ボランティア講座を開催し、現在25名で活動しています。主な活動場所は、老人ホーム、デイサービス施設など、訪問する施設数は徐々に増え、最近は個人宅の活動も始めています。

また、川崎市内の傾聴ボランティアグループのネットワーク組織である「ネットワーク川崎」に加入し、連携を取りながら活動しています。

活動を開始して3年ほどですが、自主グループとして幸区に定着してきました。

(3) 第3期計画の基本方針ごとの振り返り

基本目標1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり**基本方針1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり**

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します。	1 あかちゃん銭湯でコンニチワ！ 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 地区の赤ちゃん相談 4 地域の子育てサロン・フリースペースの支援 5 子育てグループの育成 6 赤ちゃんハイハイあんよのつどい 7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業 8 ふれあい&すこやか(ふれすこ)事業 9 幸区うえるかむサロン事業 10 パパッとサタデー（自主運営型） 11 地域の子育て支援活動への協力 12 “子育てフェスタ幸” ひろばであそぼう

- ▶地域のボランティアと行政の協働により事業が継続されており、成果を上げている。
- ▶民生委員児童委員をはじめ、区民全体で見守りができるよう環境づくりが必要。
- ▶事業はたくさんあるが、それぞれの事業の目的や方向性を確認する必要がある。

基本方針2 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 必要な人に必要な情報を効果的・的確に提供します。	13 保健福祉センターだより 14 子ども・子育て情報発信（ホームページ含む） 15 幸区子育て情報誌「おこさまっぴさいわい」の改訂 16 こども相談窓口 17 さいわいガイドマップ改訂増刷事業
2 主体的で地域に根ざした活動の継続と普及拡大のための交流を促進します。	18 みんなで子育てフェアさいわい 19 子育て支援関係交流会

- ▶子育て世帯への情報は充実してきており、評価できる。
- ▶さらに利用者の意見を反映した情報が望まれる。
- ▶情報の活用が一部地域住民に限られることがないよう、広く情報を行き届かせる必要がある。
- ▶情報の伝達方法を見直し、インターネットの積極的な活用を進める一方で、インターネットを利用しない世代に対しての情報提供を検討していく。

基本方針3 安全で安心な生活環境の充実

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 子どもや保護者が安心して遊び学べるように支援をします。	20 地域子育て支援センター「ふるいちば」の第3土曜日開所 21 パパっとサタデー（講座型） 22 おでかけ“ほかほか”出張青空子育てひろば 23 親子で楽しく子育て@ふるいちば 24 スマイル・ママ 25 さいわいものづくり体験事業 26 日吉あそびっ子クラブ
2 防犯・防災活動等を推進します。	27 地域防災活動の推進 28 災害時要援護者避難支援制度の促進 29 区民とともに災害を考える地域活動啓発事業 30 安全・安心のパトロール

- ▶多くの活動グループができており、交流の場として役立っている。さらに他のグループと合同の企画の検討が望まれる。
- ▶避難訓練を積極的に行う必要がある。参加者が増えるような広報等が必要。
- ▶災害時要援護者避難支援制度の周知と、実効性のある制度にする必要がある。

基本目標2 国籍・障害・年齢・生活環境・居住歴等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

基本方針1 ノーマライゼーション*の実現のための啓発と普及

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 国籍・障害・年齢・居住歴等を超えた交流会を促進します。	31 精神保健福祉講座 32 発達障害児支援事業 33 多文化フェスタさいわい 34 幸日本語学級（午前コース・夜間コース） 35 サンデーフレンドパーク（障害者社会参加事業）

- ▶異文化交流、障害者と地域住民との交流の場となり、評価できる。
- ▶対応できるボランティアの養成も必要。

基本方針2 地域における健康づくりの推進

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 健康づくりのための学習機会や情報の提供と、実践のための環境づくりを推進します。	36 健康長寿推進事業 37 健康づくり自主グループ交流会 38 介護予防グループ支援事業 39 出張健康づくり隊 40 ライフスタイル講座

- ▶健康講座や健康体操が定着してきていることは評価できる。
- ▶積極的な参加を呼び掛けることが必要。

* ノーマライゼーション：障害者や高齢者など、社会的に不利を受けやすい人々が、地域社会の中で他の人々と同じように生活し、活動できることが本来の社会のあり方であるという考え方です。この計画では、障害者や高齢者に限定せず、すべての人が地域社会の中で他の人々と同じように生活し、活動できる社会をめざしています。

基本目標3 地域資源*の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり

基本方針1 人材の育成とコーディネート*機能の充実

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 ボランティアやリーダーなどの発掘と育成を行い、コーディネート機能の充実を図ります。	41 ヘルスメイト・幸（幸区食生活改善推進員協議会）への支援
	42 ヘルスパートナーさいわい（幸区運動普及推進員の会）への支援
	43 介護予防ボランティア講座
	44 子育てボランティア養成講座
	45 すくすく子育てボランティア連絡会・学習会
	46 ボランティア育成事業
	47 識字ボランティア研修

- ▶ 講座や研修内容は充実してきており、定着しつつある。
- ▶ 養成講座修了後、地域でボランティアとして活動しているものの、若いボランティアへの世代交代が進まない。
- ▶ ボランティア育成、活動展開には社会福祉協議会との連携が必要。

●●● ヘルスメイト・幸 ●●●



「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食生活を通じた健康づくりのボランティアを行っています。幸区民祭・食育フェア・男性の料理教室・パパと子どもの簡単料理教室など様々な教室の開催や、中学校の文化祭に参加するなど地域の中で健康づくりの活動をしています。

●●● ヘルスパートナーさいわい ●●●

「心も体も健やかに・楽しく身体を動かそう」をスローガンに、赤ちゃんから高齢者まで、あらゆる世代の人に、運動を通じた健康づくりのボランティア活動をしています。

町内会や自治会、自主グループ、子育て支援センター、幸区民祭、子育てフェアなどへ出張し、多くの人々との交流を深めています。



* 地域資源：地域に存在する特徴的なものの総称で、河川、農地や風景などの自然資源だけでなく、人材や歴史的建造物、伝統文化、情報、知識なども地域資源とされています。

* コーディネート：関係者や各機関を調整し、全体をまとめることです。ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要としている人をつなげたり、相談や助言を行います。また、コーディネートする人をコーディネーターと言います。

基本方針2 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携、役割分担の明確化

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します。	48 社会福祉協議会との連携強化 49 幸区健康づくり推進会議 50 障害福祉サービス調整会議 51 障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり 52 地域ケア連絡会議 53 幸区こども総合支援ネットワーク会議 54 幼・保・小連携事業

▶各団体との交流を多く行うことで情報共有やボランティアのレベルアップにつなげる。

基本方針3 各団体の活動場所確保の推進

基本施策	第3期計画（H23～H25年度）の取組
1 区民の地域活動への参加意識を啓発し、活動を支援します。	55 地域交流会等の推進 56 市民活動等支援事業 57 地域コミュニティ活動の推進 58 市民自主学級・市民自主企画事業 59 地域資源を活かしたまちづくり事業～日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業～ 60 提案型協働推進事業

▶区民の地域活動への参加企画が多くなり定着してきている。
▶参加者の顔ぶれが固定化しているため、人数だけでなく、新たな参加者を募る工夫が必要。

幸区の取組

第2章

1 幸区がめざす地域福祉

(1) 計画の理念

「誰もが生涯にわたって、安心して、 いきいきと暮らせる幸区」の実現

幸区は住みやすいまちだと言われています。多くの人が幸区に住み続けたいと願っています。長く住んでいる人も、新しく住むことになった人も、これから住もうと考えている人も、誰もがこれからずっと、安心して、いきいきと暮らせる幸区が実現できるよう、この理念を掲げます。

この理念を実現するためには、区民、福祉関係団体、行政などがお互いに力を合わせることが大切です。様々な人が交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切にし、すべての人に優しく、共に成長していく環境づくりを進めます。

さらに、地域に出向き、支援を必要としている人を見逃さない地域福祉をめざします。



(2) 基本目標

基本目標 1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

地域コミュニティ*の形態が変わっていく中、地域や個人が抱える悩みなどは、地域にある様々な力を借りながら地域と共に考えて取り組み、見守りや支え合うことで解決していけると考えます。

高齢者、子どもと子育て世代、障害者が安心して生活できるまちは、すべての人に住みやすいまちになると考えます。

基本目標 2 国籍・障害・世代等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

国籍、障害、世代等の特性や文化の違いを認め合い、理解し合い、受け入れ合うことがノーマライゼーション社会の実現を可能にすると考えます。

また、地域の健康づくりを推進するためには、一人ひとりが等しく保健福祉サービスを受けられることが大切だと考えます。

基本目標 3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり

区民一人ひとりが持っている力を、可能な範囲で提供し合える体制づくりをすることで継続的な支援につながります。そして、その取組を地域福祉の実現に有効に活かすことが必要です。また、地域資源を活用しながら、区民同士のネットワークを形成することが、地域の福祉活動の活性化につながると考えます。



* コミュニティ：居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会のことです。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体です。

2 計画の体系

●計画の理念

「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現

●基本目標

1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

2 国籍・障害・世代等を越えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり

●基本方針

基本方針1
地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり

基本方針2
保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用

基本方針3
安全で安心な生活環境の充実

基本方針4
ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及

基本方針5
地域における健康づくりの推進

基本方針6
人材の育成とコーディネート機能の充実

基本方針7
区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化

基本方針8
地域活動への区民参加の促進

3 事業体系一覧表

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	区分	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ		
「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現	1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり	1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり	1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します。		1 あかちゃん銭湯でコンニチワ！	54		
					2 こんにちは赤ちゃん事業	55		
					3 地区の赤ちゃん相談	55		
					4 地域における交流の場の提供（地域の子育てサロン事業等）	55		
					5 子育てグループの育成	55		
					6 赤ちゃんハイハイあんよのつどい	56		
					7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	56		
					⑧ 8 ふれあい&すこやか（ふれすこ）事業	56		
					9 地域の子育て支援活動への協力	56		
					⑨ 10 父親の育児支援講座事業	57		
					⑩ 11 思春期健康支援事業	57		
					⑪ 12 幸区子ども学習サポート事業	58		
					⑫ 13 学習支援事業	58		
			2 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用	2 必要な人に必要な情報を効果的・的確に提供します。		14 保健福祉センターだより	59	
					15 子ども・子育て情報発信	59		
					16 幸区子育て情報誌「おこさまっぴさいわい」の発行	60		
					17 こども相談窓口	60		
					18 さいわいガイドマップ改訂増刷事業	60		
					19 みんなで子育てフェアさいわい	61		
			3 安全で安心な生活環境の充実	4 子どもや保護者が安心して遊び学べるように支援をします。		21 地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所	62	
					22 パパッとサタデー（講座型）	63		
					23 おでかけ”ほかほか”出張青空子育てひろば	63		
					24 楽しく子育て@ふるいちば	63		
					25 スマイル・ママ	63		
					26 さいわいものづくり体験事業	64		
					27 日吉あそびっこクラブ	64		
					⑬ 28 日吉ぶっくぶっくクラブ	64		
					5 防犯・防災活動等を推進します。		29 地域防災活動の推進	65
						30 災害時要援護者避難支援制度の促進	65	
			31 区民とともに災害を考える地域活動啓発事業	65				
			32 安全・安心のパトロール	66				

※区分：①（新規）は第4期計画で新たに加わったものです。

：②（重点取組）は第4期計画における重点取組です。

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	区分	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ	
「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現	2 国籍・障害・世代等を超えたつながりのための健康で豊かなまちづくり	4 ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及	6 国籍・障害・世代等を超えた交流会を促進します。		33 精神保健福祉講座	67	
					34 発達障害児支援事業	67	
					35 幸区多文化共生推進事業	68	
					36 日本語学級・日本語サロン	68	
					37 サンデーフレンドパーク（障害者社会参加学習活動）	68	
			5 地域における健康づくりの推進	7 健康づくりのための学習機会や情報の提供と、実践のための環境づくりを推進します。	②	38 健康長寿推進事業	69
					39 健康づくり自主グループ交流会	70	
					40 介護予防グループ支援事業	70	
					41 出張健康づくり隊	70	
					42 ライフスタイル講座	70	
	3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり	6 人材の育成とコーディネート機能の充実	8 ボランティアやリーダーなどの発掘と育成を行い、コーディネート機能の充実を図ります。		43 ヘルスマイト・幸（幸区食生活改善推進員協議会）への支援	71	
					44 ヘルスパートナーさいわい（幸区運動普及推進員の会）への支援	72	
					45 認知症高齢者介護者への支援	72	
					46 すくすく子育てボランティア活動支援	72	
					47 識字ボランティア研修	73	
		7 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化	9 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します。		48 社会福祉協議会との連携強化	74	
					49 幸区健康づくり推進会議	75	
					50 障害福祉サービス調整会議	75	
				②	51 障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり	76	
		8 地域活動への区民参加の促進	10 区民の地域活動への参加意識を啓発し、活動を支援します。	②	52 地域ケア連絡会議	76	
				②	53 幸区子ども総合支援ネットワーク会議	76	
	54 幼・保・小連携事業			76			
②	55 地域交流会等の推進			77			
	56 市民活動等支援事業			77			
	57 地域コミュニティ活動の推進			77			
	58 市民自主学級・市民自主企画事業	78					
	59 地域資源を活かしたまちづくり事業～日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業～	78					
	60 提案型協働推進事業	79					
①	61 花と緑のさいわい事業	79					

4 第4期計画における重点項目

平成25年1月に実施された「第3回川崎市地域福祉実態調査」の結果や第3期計画の振り返り等を踏まえ、以下を第4期計画における重点項目として推進していきます。

1 子育てを地域で支える



- 子どもは親や家庭の中だけでなく、学校や生活している地域など、社会とのかかわりの中で育ち、成長していきますが、子育てを取り巻く環境は複雑化・多様化してきています。
- 経済格差から生じる健康・教育の問題、高度情報化社会の中でのコミュニケーションや人とのつながりの変化、虐待防止対策など、地域における総合的な支援の必要性が高まっています。
- 乳幼児期だけでなく、児童・生徒など次代の社会を担う子どもが、健やかに育成されるよう、関係機関との協力・連携を図りながら、環境づくりに取り組みます。

2 高齢者・障害者に寄り添う地域づくり



- 高齢者や障害者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、地域包括ケアシステムを推進し、サービスを必要とする人に切れ目なく提供できる体制を整備しなければなりません。また、介護保険制度の改正を見据えた取組も必要です。
- 誰もが地域の中で継続して健康づくりに取り組めるよう、町内会・自治会等関係機関と協力しながら、その地域の特性や強みを生かした健康づくりに取り組むとともに、高齢者がサービスを受ける側に立つだけでなく、福祉の知識や理解を深めてその担い手となり、高齢者同士が支え合うまちづくりに取り組みます。

3 区民がつながる地域づくり



- 幸区は長く居住している区民が多い一方で、マンション建設などにより転入者も増加しており、高齢者が多い地域、人口増加率が高い地域、年少人口が多い地域など、区内でも地域による特徴が異なります。さらに、ライフスタイルも多様化し、従来の町内会・自治会を基礎とした住民同士のつながりが希薄化してきています。
- 第3回川崎市地域福祉実態調査において、地域住民同士の交流や地域のつながりに関して問題を感じている人も多くいます。
- 個人や町内会・自治会、市民活動団体の地域のマンパワーをつなぎ、各地域が抱える課題や情報を共有することで、いざという時に助け合えるような地域のつながりづくりに取り組みます。

主要な取組

1-① 総合的な子ども・子育て支援

事業No.53 掲載ページ 76

「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を開催し、子ども支援に係る関係機関と行政によるネットワークを構築します。また、地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりのための事業を推進します。

1-② 思春期健康支援事業

事業No.11 掲載ページ 57

心身の急激な成長発達に伴い、人間関係や自身の健康問題について悩み迷うことの多い思春期世代に対し、的確な健康教育を実施していきます。

1-③ 学習サポート事業

事業No.12、13 掲載ページ 58

さまざまな事情により教育支援が必要となる子どもに対する学習教室や、それを支えるボランティアの養成を行い、貧困の連鎖の防止や地域での教育力の向上をめざします。

2-① 地域ケア体制の推進

事業No.51、52 掲載ページ 76

高齢者・障害者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を可能な限り継続できるよう、切れ目無いサービス提供の実現をめざします。自助・共助・公助の関係者が参加する、幸区地域自立支援協議会や地域ケア会議等を通じて推進します。

2-② 健康長寿推進事業

事業No.38 掲載ページ 69

地域における住民主体の健康づくり活動や、そのための環境づくりを町内会等の地区組織と共に、地区特性に応じた高齢者の健康づくりの学習会などの事業を計画し実施します。

2-③ ふれあい&すこやか事業

事業No.8 掲載ページ 56

高齢者が安心して地域で暮らし続けられるための知識を習得した「ふれすこサポーター」を養成します。サポーターを増やすことで、地域での見守りや支え合いの環境づくりの実現をめざします。

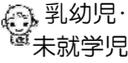
3-① 地域で支え合うまちづくりの推進

事業No.55 掲載ページ 77

地域福祉を推進していくため、地域交流会を開催します。地域交流会で、区民や地域で活動している人の生の声を聴き、交流や情報交換を図ります。その中から出てくる地域の課題を共有・把握し、課題を解決していく過程で地域のつながりを深め、支え合い・助け合いのまちづくりをめざします。

5 具体的な取組

表の見方

対象者	 区民	 乳幼児・未就学児	 小学生	 保護者(お母さん)	 高齢者	 団体
			 中高生	 保護者(お父さん)	 障害者	 その他

※事業No.の上に^①マークが付いているものは、平成23年度以降に開始した取組・事業で、第3期計画に掲載されていないものです。

基本目標 1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

基本方針 1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり

地域との交流を持つ機会や場を提供し、地域ぐるみで見守り、支え合う環境づくりを行っていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します。	地域ぐるみでの支え合いがうまく機能する環境づくりに取り組めます。行政が行う福祉では手の届きにくいきめ細かな対応ができるよう地域や団体、ボランティアとの協働でさらに取組を充実させていきます。	1 あかちゃん銭湯でコンニチワ！ 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 地区の赤ちゃん相談 4 地域における交流の場の提供（地域の子育てサロン事業等） 5 子育てグループの育成 6 赤ちゃんハイハイあんよのつどい 7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業 8 ふれあい&すこやか(ふれすこ)事業 9 地域の子育て支援活動への協力 10 父親の育児支援講座事業 11 思春期健康支援事業 12 幸区子ども学習サポート事業 13 学習支援事業

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管(電話番号)	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
1	あかちゃん銭湯でコンニチワ！	<ul style="list-style-type: none"> 銭湯で赤ちゃんをボランティアに預け、お母さんにゆっくり入浴をしてもらう取組 お母さん同士の交流 親子遊びなどの体験 乳幼児期の「病気やケガ」などのワンポイントアドバイス 年5回実施 	<ul style="list-style-type: none"> お母さんがリラックスすることにより子育てを楽しんでもらいます。 見守りによる子育てを支援します。 お母さん同士が知り合うきっかけづくりをします。 急な発熱やケガ、事故に対する対応と応急手当の知識等を学びます。 	幸区赤十字奉仕団	区担当所管(電話番号)	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
	対象者					
	0歳～3歳児とお母さん 					
	ココに載っています！					
	おこさまっぶさいわい					

2	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の委嘱を受けた訪問員による家庭訪問 ・お祝いとねぎらいの気持ちを伝える事業 ・地域の子育て情報の提供 	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693)
		こんにちは赤ちゃん事業				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てで家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てできる地域づくりをめざします。 		
		赤ちゃんの生まれた家庭 				
	ココに載っています！	協働団体等	こんにちは赤ちゃん訪問員			
	おこさまっぴさいわい					
3	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方や団体が主体の育児相談 ・計測や保健師・助産師による相談 ・子育て中のママたちの交流の場 ・各会場月1回実施 	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693)
		地区の赤ちゃん相談				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで子育て家庭を支援します。 ・子育て世代同士の交流を図ります。 		
		乳幼児と保護者 				
	ココに載っています！	協働団体等	母親クラブ 町内会等			
	おこさまっぴさいわい					
4	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てサロン・フリースペースの支援 ・幸区うえるかむサロン事業（転入者交流会） ・パパッとサタデー（自主運営型） ・“子育てフェスタ幸”ひろばであそぼう ・子育て広場 	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693) こども支援室 (556-6730) (556-6718) 生涯学習支援課日吉地区担当（幸市民館日吉分館） (587-1491)
		地域における交流の場の提供（地域の子育てサロン事業等）				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・親同士、子ども同士で交流や情報交換をします。 ・幸区に転入してきた世帯が孤立することなく子育てができるよう、転入者同士及び地域の人たちと交流するきっかけづくりとします。 ・土曜日の親子の遊びの場の提供と、父親の育児参加の促進を図ります。 		
		乳幼児と保護者関係者 				
	ココに載っています！	協働団体等	地区社会福祉協議会 民生委員児童委員等 子ねっと幸 グループふわふわ 日吉分館市民実行委員会			
	おこさまっぴさいわい 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」 幸市民館日吉分館 ホームページ					
5	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ツインズさいわい（双子の会）」「ひよこ、MaM」において親子の交流や子育てについての情報交換 ・「ツインズさいわい（双子の会）」「ひよこ、MaM」をそれぞれ月1回実施 	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693)
		子育てグループの育成				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ立場の親が交流や情報交換することにより、孤立化や育児不安の軽減をめざします。 		
		双子の親子 10歳代の若いママ 				
	ココに載っています！	協働団体等	—			
	おこさまっぴさいわい					

6	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉中学校の体育館で実施 ・遊びを通して地域の人や中学生などと交流 ・子育て世代に、地域ぐるみで赤ちゃん相談などの子育て支援を行っていることを周知 ・年1回実施 		
		赤ちゃんハイハイ あんよのつどい				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流や保護者と地域の人との交流を図ります。 ・遊びを通じ、地域の子育て支援団体をアピールします。 		
		乳幼児と保護者 				
	ココに載っています！	協働団体等	日吉地区町内会連絡協議会 日吉第1・第2・第3地区 社会福祉協議会	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693)	
	おこさまっぶさいわい					
7	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし等高齢者の実態把握と対象者の選定 ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業対象者の見守り・安否確認 ・ひとり暮らし等高齢者への支援サービス（緊急通報システム、福祉電話相談事業等） 		
		ひとり暮らし等高齢者見守り事業				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やします。 ・閉じこもりや孤独死等を防止します。 		
		高齢者 				
	ココに載っています！	協働団体等	民生委員児童委員 地域包括支援センター* 地区社会福祉協議会	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課高齢者支援係 (556-6619)	
	高齢者福祉のしおり					
8	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれすこサポーターの養成講座の開催 ・地域を超えたふれすこサポーター同士の交流を図るための研修会の開催 		
		ふれあい&すこやか(ふれすこ)事業				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して地域で暮らし続けられるための知識を習得した「ふれすこサポーター」を養成します。 ・サポーターを増やすことで、地域での見守りやの支え合いの環境づくりの実現をめざします。 		
		高齢者 				
	ココに載っています！	協働団体等	老人クラブ等	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課高齢者支援係 (556-6619) 地域保健福祉課地域健康支援係 (556-6648)	
	保健福祉センターだより					
9	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立しないで子育てができるようボランティアグループや地域団体等が支援活動を行う環境づくり ・生涯学習の側面から活動支援を積極的に行い、子育て広場、市民館保育などで地域ぐるみの子育ての充実 		
		地域の子育て支援活動への協力				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者への継続的支援を通じ、地域でのネットワーク形成に結びつけます。 		
		子育て支援グループ等 				
	ココに載っています！	協働団体等	区社会福祉協議会	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課(幸市民館) (541-3910)	
	幸市民館だより 幸市民館ホームページ					

* 地域包括支援センター：在宅で生活している高齢者を対象に、高齢者の健康維持や生活安定、保健・福祉・医療などの必要な援助・支援・相談を行う公的機関です。

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
新 10	父親の育児支援講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座（年2回）の開催 ・父親向け子育て冊子の発行 			
	対象者 未就学児の保護者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の母親の孤立化を防ぎ、更なる父親の子育てへの参加を促し、子育てを支援します。 		
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6718)
No.	具体的取組・事業名	事業内容			
新 11	思春期健康支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①思春期特有の不安や悩みに関する相談支援 ②小学校、中学校、高校での思春期特有の問題に関する集団指導 ③思春期ピアカウンセリング推進事業 ・ピアカウンセラー養成講座 ・活動支援研修会（地域の子育て支援者対象） ④タバコ、飲酒、自殺等の防止教育と相談支援（主に中学生対象） 			
	対象者 思春期世代 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の若者たちが性に関する正しい知識を持つとともに、（望まない妊娠や性感染症を防ぐための）自己決定能力の向上を図ります。 ・思春期の子どもたちが、主体的に自分の心身の健康課題に向き合い、望ましい健康行動を身につけます。 		
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内 「幸区の医療・健康・衛生・動物に関する情報」	協働団体等	市立看護短期大学	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693) 地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648) 高齢・障害課障害者支援係 (556-6654)

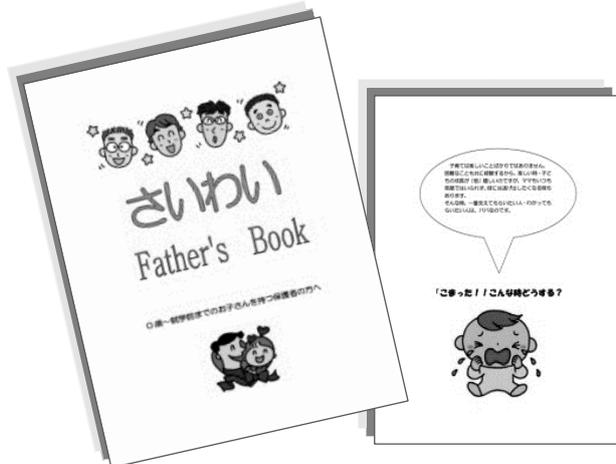
幸 区 の 取 組

『さいわいFather's Book』の発行

～幸区は、お父さんの子育て参加を応援しています～

子育ての本は、お母さん向けの冊子が多いですが、幸区ではお父さんに視点を向け、お父さん向けの子育て冊子を作成しました。お母さんのサポート役としてではなく、お父さんが主体的に子育てに関わり、父親であることを楽しめるようにツールの一つとして活用していただければと思います。

地域子育て支援センターでの父親向け支援講座や、パパッとサタデー会場、及び、区役所・出張所にて配布しています。



No.	具体的取組・事業名	事業内容			
新 12	幸区子ども学習サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国につながる子どもの支援に向けたボランティアの養成 ・学習支援ボランティアの学校派遣 ・外国につながる子どもたちの学習支援の場の提供 			
	対象者 外国につながる子ども 	目的 ・外国につながる子どもへの基礎的な学力の支援としてボランティア養成及び学習支援の場の提供を通して地域での教育力の向上と市民の主体的な活動を促進します。			
	ココに載っています！ 幸市民館だより 幸市民館ホームページ	協働団体等 教育活動総合サポートセンター	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課 (幸市民館) (541-3910)	
No.	具体的取組・事業名	事業内容			
新 13	学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の中学3年生を対象に学習支援教室を開催 			
	対象者 生活保護世帯の中学3年生 	目的 ・生活保護世帯の自立支援のために、子どもの健全育成という観点から日常生活支援、教育支援を展開し、「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」を防止します。			
	ココに載っています！ —	協働団体等 NPO教育活動総合サポートセンター	区担当所管 (電話番号)	保護第1課・第2課 (556-6639)	

川崎市地域見守りネットワーク



川崎市では、平成24年11月から、地域見守りネットワーク事業を開始しています。

生活に困っている人、高齢者の介護で悩んでいる人、育児に自信がない人などに対する様々な相談窓口を設けています。

そのほか、新聞・郵便物が郵便受け等にたまっている、昼間なのに何日も雨戸が閉まっているなど、早期に異常に気づき、適切な支援につなげることで孤立死等を未然に防ぐため、地域住民による見守り活動を進めるとともに、市内の事業者に協力を呼びかけています。

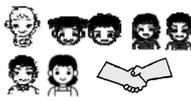
基本方針2 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用

保健福祉サービスに関する様々な情報を体系化して提供するとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、既に形成されているネットワークを積極的に活用することを進めていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
2 必要な人に必要な情報を効果的・的確に提供します。	情報が的確かつ効果的に区民に届くよう様々な媒体を利用して情報収集、情報発信、情報提供を行います。	14 保健福祉センターだより 15 子ども・子育て情報発信 16 幸区子育て情報誌「おこさまっぴさいわい」の発行 17 こども相談窓口 18 さいわいガイドマップ改訂増刷事業

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
14	保健福祉センターだより	・保健福祉センターだよりを作成 ・全世帯に配布	・保健福祉センターの情報をお知らせします。 ・保健福祉に関する関心と理解を深めます。	—	—	
	対象者					
	区民 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ	協働団体等		区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)	
15	子ども・子育て情報発信	・幸区ホームページの「子ども・子育て情報」の充実 ・区役所内情報コーナーの内容の充実 ・「子ども情報ネットさいわい」年3回の発行 ・「お散歩に行こうね！」年12回発行 ・啓発ポスター、ちらし等による情報発信	・幸区子ども総合支援ネットワーク会議に関する情報を提供します。 ・区民ニーズに沿った子ども・子育て情報を提供します。 ・子育て支援関係団体の交流、活動報告等の情報を提供します。	子育て支援機関・団体等	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6730)
	対象者					
	0歳～18歳までの子どもと保護者等、関係者 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「子ども・子育て情報」	協働団体等		区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6730)	

16	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年数回程度編集委員会を開催 ・委員の意見を取り入れて改訂 ・子育て世帯が「見やすく・使いやすく・幸区を知る」ことができる子育て情報誌 	協働団体等	幸区子育て情報誌編集委員会	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6730)
		幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の発行						
		対象者 未就学児を持つ保護者・妊婦 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親が孤立せず地域の中で安心して子育てができるようにします。 ・身近で活用しやすい地域の遊び場や子育て支援施設等の情報を提供します。 				
		ココに載っています! 幸区ホームページ内「こども・子育て情報」						
17	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・0～18歳までの子どもの相談に、保健師や社会福祉職、心理職、保育士、子ども教育相談員などが対応し総合的に支援 ・相談内容により、様々な専門機関と連携し支援 	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 (556-6693)
		こども相談窓口						
		対象者 0歳～18歳までの子どもと保護者等、関係者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの相談を受け、地域に根ざした行政機関として、多職種の専門職の協働による多角的かつ総合的支援を提供します。 ・さらに関係機関等と連携強化を図ります。 				
		ココに載っています! 幸区ホームページ内「こども・子育て情報」						
18	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容の見直しや最新の情報への更新を行い、区の実情に即した情報を掲載 ・毎年10,000部発行 	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	地域振興課 まちづくり推進係 (556-6606)
		さいわいガイドマップ改訂増刷事業						
		対象者 区民(主に転入者) 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに転入してきた新規住民に区の地図情報や行政情報を提供し、利便性の向上につなげます。 				
		ココに載っています! 幸区ホームページ内「さいわいガイドマップ」						

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
3 主体的で地域に根ざした活動の継続と普及拡大のための交流を促進します。	区民が自主的に行っている活動が引き続き継続されるよう、各グループ間の交流会や講演会を行っています。	19 みんなで子育てフェアさいわい 20 子育て支援関係交流会

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6730）
19	みんな子育てフェアさいわい	・「みんな子育てフェアさいわい」を開催 ・年1回、市民館等で開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てを支援します。 ・地域の子育て機関と連携し地域全体の交流を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。 	子育て支援関係機関・団体	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6730）
	対象者	0歳～小学生程度の子どもと保護者、子育て支援関係機関・団体				
	ココに載っています！	幸区ホームページ内「こども・子育て情報」				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6730）
20	子育て支援関係交流会	・区内で子育て支援に関わっている団体等の交流会（年2回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援機関・団体の連携を図り、併せて次世代の子育て支援の担い手の育成につなげます。 	子育て支援関係機関・団体	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6730）
	対象者	子育て支援関係機関・団体				
	ココに載っています！	幸区ホームページ内「こども・子育て情報」				

幸 区 の 取 組

みんな子育てフェアさいわい ～地域ぐるみで子育て支援～

幸区では子育て中の保護者が地域の中で安心して子育てできるように、子育て支援をしている関係団体や関係機関が協力して、子育て中の区民を対象に年1回フェアを開催しています。

手形取り、親子体操、親子遊びフリースペース、手作りおやつを試食、新聞ちぎり等、楽しい遊びを通して地域の人たちや保護者同士、親子がふれあい、地域とかわる機会になっています。



基本方針3 安全で安心な生活環境の充実

安全な環境で安心して生活できるよう、子どもや保護者が安心して自由に遊び学べる環境づくりを支援していきます。同時に日頃からの地域交流によって防犯・防災意識を高める活動を推進していきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
4 子どもや保護者が安心して遊び学べるように支援をします。	日ごろできない体験を、子どもや保護者が安心して積み重ねられるような環境づくりを支援します。	21 地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所 22 パパッとサタデー（講座型） 23 おでかけ“ぽかぽか”出張青空子育てひろば 24 楽しく子育て@ふるいちば 25 スマイル・ママ 26 さいわいものづくり体験事業 27 日吉あそびっ子クラブ 28 日吉ぶっくぶっくクラブ

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6718）
21	地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所	・毎月第3土曜日に、地域子育て支援センターふるいちばを開所	・地域の親子が安全に安心して遊べる場を提供します。 ・父親の育児参加を支援します。	地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会	区担当所管（電話番号）	こども支援室（556-6718）
	対象者 未就学児と保護者 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「こども・子育て情報」					

活動紹介

地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会

平成13年度に地域子育て支援センターが開所された時から地域懇談会の会員として関わっています。地域住民の力を生かして、地域に根差した施設をめざし日々活動し、第3土曜日開所や移動動物園等では、父親の育児参加を助け、子育て家庭を温かく見守ってくれています。施設のお庭には、季節の花がたくさんあり、ボランティアさんのアイデアが満載のさんぽ道では、子どもたちの大好きなキャラクターがお出迎えしてくれます。



行事担当のボランティアさんによる、紙芝居や劇等のお楽しみのイベントが開催され、いつでも子どもとお母さんお父さんの笑顔があふれています。

22	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 区内こども文化センター6館での子育て支援講座の実施 各こども文化センターで年12回土曜日に開催 		
		パパッとサタデー (講座型)				
		対象者 未就学児と保護者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日に親子が安心して過ごせる場所づくりにつなげます。 父親の育児参加を促進します。 		
		ココに載っています! 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」	協働団体等	かわさき市民活動センター (区内こども文化センター)	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6718)
23	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 区内の公園で、出張青空子育てひろばを開催 		
		おでかけ“ぽかぽか”出張青空子育てひろば				
		対象者 未就学児と保護者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の野外遊びを豊かにしていく活動を通じて、乳幼児期の健やかな子育てを支援します。 		
		ココに載っています! 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」	協働団体等	夢見ヶ崎プレーパークをつくる会	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6730)
24	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 移動動物園等の実施 		
		楽しく子育て@ふるいちば				
		対象者 未就学児と保護者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の人たちが、親子で楽しめるイベントを通して家族の絆を深めます。 父親の育児参加を促進します。 地域子育て支援センターの広報の拡充を図ります。 ボランティアの拡充(特に若い世代)を図ります。 		
		ココに載っています! 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」	協働団体等	地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6718)
25	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 区内公立保育園にて年9回開催 		
		スマイル・ママ				
		対象者 未就学児と保護者 	目的	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園を活用して、孤立しがちな子育て家庭が安心できる場・出会う場を提供します。 子育てのポイント、子どもの発達等や遊びを伝えることにより子育ての楽しさを伝えます。 父親の育児参加、交流を促進します。 		
		ココに載っています! 幸区ホームページ内 「こども・子育て情報」	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6718)

26	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術を体験的に学べる「さいわいテクノ塾」、「科学と遊ぶ幸せな一日」、「さいわいトライサイエンス」を開催 		
		さいわいものづくり体験事業				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域と区内の科学技術関連施設等との結びつきを図ります。 子どもたちに科学技術やものづくりを実際に体験してもらうことにより、科学の面白さを伝えます。 		
		区民（主に小学生・中学生） 				
	ココに載っています！	協働団体等	東芝科学館等の科学技術関連施設	区担当所管 (電話番号)	地域振興課 まちづくり推進係 (556-6606)	
	幸区ホームページ					
27	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校や学年を越えて、遊びを通じた交流・体験活動 		
		日吉あそびっ子クラブ				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 小学生児童の異年齢間や学区を超えた交流を図るとともに、地域活動にふれる機会を提供します。 		
		日吉地区に在住の小学校3～6年生 				
	ココに載っています！	協働団体等	日吉分館市民実行委員会	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課日吉地区担当（幸市民館日吉分館） (587-1491)	
	幸市民館だより 幸市民館日吉分館ホームページ					
28	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 小学生児童に本の世界の楽しさを紹介 学校・学年の枠を越えた交流 		
		日吉ぶっくぶっくクラブ				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 小学生児童が遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる場を提供し、学校・学年の枠を越えた交流を図ります。 		
		主に日吉地区に在住の小学校3～4年生 				
	ココに載っています！	協働団体等	日吉ぶっくぶっく部	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課日吉地区担当（幸市民館日吉分館） (587-1491)	
	幸市民館だより 幸市民館日吉分館ホームページ					

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
5 防犯・防災活動等を推進します。	防犯、防災には日常的な備えが必要であり、定期的なパトロールや防災ネットワークの設置等を行います。	29 地域防災活動の推進 30 災害時要援護者避難支援制度の促進 31 区民とともに災害を考える地域活動啓発事業 32 安全・安心のパトロール

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610)
29	地域防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に区民が避難する避難所の運営マニュアルの検証 避難所の円滑な運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営会議を継続的に開催し、訓練等の実施により災害に備えるとともに、運営マニュアルの検証を行います。 	協働団体等	町内会・自治会 避難所運営会議 自主防災組織 民生委員児童委員	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610)
	対象者					
	区民					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「幸区地域防災計画」					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610) 高齢・障害課 地域保健福祉課
30	災害時要援護者避難支援制度の促進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に要援護者を安全に避難できるように支援 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者避難支援制度への対象者の登録を促進します。 	協働団体等	町内会・自治会 自主防災組織 民生委員児童委員	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610) 高齢・障害課 地域保健福祉課
	対象者					
	災害時に自力での避難が困難な要援護者					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「幸区地域防災計画」					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610)
31	区民とともに災害を考える地域活動啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 区民の防災への認識を深めるための、防災フェアでの講演会やパネル展示等 	<ul style="list-style-type: none"> 区民の防災への関心や心構えの促進を図ります。 	協働団体等	—	危機管理担当 地域防災担当 (556-6610)
	対象者					
	区民					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「幸区の防災・救急に関する情報」					

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
32	安全・安心のパトロール	・毎月、1日と10日を「幸区子どもの安全の日」として制定し、青色回転灯搭載車で区内の小学校の通学路の巡回パトロールの実施			
	対象者 区民 	目的 ・子どもの登下校時の防犯の強化を図ります。			
	ココに載っています！ —	協働団体等 幸区安全・安心まちづくり推進協議会	区担当所管 (電話番号)	危機管理担当 地域安全担当 (556-6605)	

民生委員児童委員を知っていますか？

民生委員児童委員は地域のみなさんの身近な相談相手です。子育てに関すること、家族の介護に関すること、健康・医療に関することなど、心配ごとなどを解決するために、行政とのパイプ役や調整役を務めます。民生委員児童委員には守秘義務がありますので、相談内容の秘密を守ります。



～あなたのそばの相談相手～
こんにちは、民生委員児童委員です

また、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りながら支援活動を行います。

地域における多くの取組は、民生委員児童委員の協力を得て実施しています。

民生委員児童委員は町内会・自治会など地域の推薦を受けて選出され、厚生労働大臣から委嘱されます。非常勤の特別職の公務員という位置付けですが、給与は支給されず、ボランティアとして地域住民の立場に立って市民の暮らしを支援します。

基本目標2 国籍・障害・世代等を超えた つながりのある健康で豊かなまちづくり

基本方針4 ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及

様々な文化・経歴を背景に持つ個性豊かな人々が、お互いを認め合って暮らすことができるよう、国籍・障害・世代等を超えて人々がお互いに交流する機会を得られるよう取組を行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
6 国籍・障害・世代等を超えた交流会を促進します。	様々な国籍、障害、世代等を超え、交わることで互いを理解していく「場」を提供する取組を行います。	33 精神保健福祉講座 34 発達障害児支援事業 35 幸区多文化共生推進事業 36 日本語学級・日本語サロン 37 サンデーフレンドパーク（障害者社会参加学習活動）

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	高年齢・障害課 障害者支援係 (556-6654)
33	精神保健福祉講座	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康をテーマにした市民向け講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者にとって住みよい街づくりをめざし啓発普及を図ります。 ・自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。 	幸区精神保健福祉連絡会	区担当所管 (電話番号)	
	対象者					
	区民 					
	ココに載っています！ 保健福祉センターだより	協働団体等				

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	子ども支援室 (556-6730)
34	発達障害児支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等向け講演会、交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の子どもの福祉の向上を図ります。 	子育て支援関係機関・団体等	区担当所管 (電話番号)	
	対象者					
	発達障害児の保護者・支援関係者 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「こども・子育て情報」					

35	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化コンサート（講演会） ・多文化フェスタ ・多文化トレイン（国際理解基礎講座） 		
		幸区多文化共生推進事業				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会に参加する機会の少ない外国人や障害者、新たな住民などと区民が集い、多様な文化交流をめざします。 		
		区民 				
	ココに載っています！ 幸市民館だより 幸市民館ホームページ	協働団体等	幸区多文化共生推進事業実行委員会	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課(幸市民館) (541-3910)	
36	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ①日本語学級（午前コース・夜間コース） ②日吉分館日本語サロン ・日本語学習支援などを通じた外国人の生活支援 ・市民同士の交流の場づくり 		
		日本語学級・日本語サロン				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人も対等な市民として地域・職場環境で生活しやすいよう継続して支援・交流を図ります。 		
		外国人 				
	ココに載っています！ ①幸市民館だより、幸市民館ホームページ ②日吉分館ホームページ	協働団体等	①識字ボランティア*、保育ボランティアグループ「キャンディ」 ②日吉分館市民実行委員会	区担当所管 (電話番号)	①生涯学習支援課(幸市民館) (541-3910) ②生涯学習支援課日吉地区担当(幸市民館日吉分館) (587-1491)	
37	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援 		
		サンデーフレンドパーク（障害者社会参加学習活動）				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティアの支援を得て、日ごろ、社会参加体験の機会が少ない障害者が多様な体験ができることをめざします。 		
		軽度の知的障害者 				
	ココに載っています！ 幸市民館だより 幸市民館ホームページ	協働団体等	サンデーフレンドパーク・ボランティア	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課(幸市民館) (541-3910)	

幸区の取組

障害者社会参加学習事業

サンデーフレンドパーク

主に知的障害のある青年を対象に、参加者の関心のある体験活動を通して地域の人たちとの交流を図っています。幸市民館では平成9年から実施し、平成20年から今の形で進めています。料理や工作、軽いスポーツ、遠足など、参加者と地域のボランティア（6名）と一緒に話し合い、月1回程度実施しています。



* 識字ボランティア：識字とは文字を読み書きし、理解することで、外国人を対象に日本語の読み書きや意味を教えるボランティアのことです。

基本方針5 地域における健康づくりの推進

区民がいきいきと健康に暮らせるよう健康づくりに取り組むとともに介護予防などの環境づくりを推進します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
7 健康づくりのための学習機会や情報の提供と、実践のための環境づくりを推進します。	健康づくりに関する講座、講習の開設等、情報の提供と実践のための環境づくりを推進します。また、介護予防にも積極的に取り組みます。	38 健康長寿推進事業 39 健康づくり自主グループ交流会 40 介護予防グループ支援事業 41 出張健康づくり隊 42 ライフスタイル講座

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
38	健康長寿推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 地区組織とともに実施する学習会 地区特性に応じた高齢者の健康づくり事業を計画実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における住民主体の健康づくり活動やそのための環境づくりを住民と共に行います。 	高齢者 町内会等 	協働団体等 町内会等	区担当所管 (電話番号) 地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
	対象者					
	ココに載っています！					
	—					

活動紹介

健康長寿推進事業「日吉健康づくり推進事業」 の中で誕生したグループを紹介します。



鹿島田町内会「かしまだ元気会」

鹿島田町内会では、教室の開催をきっかけにウォーキンググループ「かしまだ元気会」が誕生しました。平成24年に発足し、参加メンバーは約20人です。町内会厚生部が中心となって活動しています。月1回、多摩川や夢見ヶ崎動物公園などコースを決めて90分位歩いています。長年、幸区に暮らしていても初めて通る道も多く、住み慣れた町での発見、季節の移ろいを感じられる楽しい会です。

南加瀬越路町内会「筋トレ・脳トレ活動」

南加瀬越路町内会の教室に参加された方を中心に、平成24年から町内会館で週1回の活動を行っています。「健康寿命を伸ばすため」「認知症にならないように」と教室で習った筋肉トレーニングや頭の体操を実施しています。笑いに包まれた楽しい会になっています。



39	No.	具体的取組・事業名	事業内容	健康づくり自主グループ交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会に向けた実行委員会 ・一般区民対象の交流会 ・健康づくり自主グループ交流会
		健康づくり自主グループ交流会			
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自主グループが交流を通して、学習を深められるようになります。 ・健康づくり自主グループの活動が区民にも知られるようになり、地域での健康づくりの普及啓発につながります。 	
		健康づくり自主グループ 			
	ココに載っています！	協働団体等	健康づくり自主グループ	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
	保健福祉センターだより				
40	No.	具体的取組・事業名	事業内容	介護予防グループ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まりでの介護予防事業の実施
		介護予防グループ支援事業			
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防を地域の組織と共に進めます。 ・個人のみならず、グループとしても介護予防のために学習を深められることをめざします。 ・介護予防事業参加を通して、仲間づくりや地域づくりにつながります。 	
		高齢者、町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブ等 			
	ココに載っています！	協働団体等	町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター等	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
	—				
41	No.	具体的取組・事業名	事業内容	出張健康づくり隊	<ul style="list-style-type: none"> ・希望のあるところに出向き、保健師、栄養士、歯科衛生士、医師による健康づくりに関する学習会を実施
		出張健康づくり隊			
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所会場の教室に参加しにくい小グループに出向くことで、健康づくりの普及啓発を図ります。 ・地域での健康づくりのネットワークを広めます。 	
		20歳～60歳代対象 中小企業、町内会、一般区民等の小グループで希望のあるところ 			
	ココに載っています！	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
	幸区ホームページ				
42	No.	具体的取組・事業名	事業内容	ライフスタイル講座	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者がライフスタイルについて考える当事者向け講座
		ライフスタイル講座			
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者が地域の中で自立した生活を営むことができるようにします。 	
		精神障害者 			
	ココに載っています！	協働団体等	幸区精神保健福祉連絡会	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課 障害者支援係 (556-6654)
	保健福祉センターだより				

基本目標3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり

基本方針6 人材の育成とコーディネート機能の充実

区民一人ひとりが、温かく優しく人と人をつなぎ、心と心をつなぐような「^{しあわせ}幸の風」をおこし、いきいきしたまちをつくっていきます。

区民が地域福祉の担い手として活躍できるようスキルアップの環境を用意するとともに、その修了者が地域の中で活躍の場を得られるようコーディネート機能を充実させていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
8 ボランティアやリーダーなどの発掘と育成を行い、コーディネート機能の充実を図ります。	研修等を通して、様々なボランティアの育成を行います。また、ボランティアスキル向上のための講座や研修を引き続き活かしていけるようコーディネート機能の充実を図ります。	43 ヘルスマイト・幸（幸区食生活改善推進員協議会）への支援 44 ヘルスパートナーさいわい（幸区運動普及推進員の会）への支援 45 認知症高齢者介護者への支援 46 すくすく子育てボランティア活動支援 47 識字ボランティア研修

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	ココに載っています！	協働団体等	ヘルスマイト・幸	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
43	ヘルスマイト・幸（幸区食生活改善推進員協議会）への支援	<ul style="list-style-type: none"> 幸区食生活改善推進員協議会への地域活動支援 こども文化センターを拠点に、「パパと子どもの簡単料理教室」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員*としての知識技術を高めます。 ヘルスマイト・幸が区内で行う食に関するボランティア活動により、地域での健康づくりに貢献がなされます。 	ココに載っています！	協働団体等	ヘルスマイト・幸	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)
	対象者	ヘルスマイト・幸（区内での食に関するボランティア活動をしている団体） 						
	幸区ホームページ							

* 食生活改善推進員：食生活を中心に自らの生活経験や学習体験などを生かしながら、近隣や地域の方々と健康づくりを進めるボランティアのことです。

44	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスパートナーさいわいの地域活動支援 			
		ヘルスパートナーさいわい（幸区運動普及推進員の会）への支援					
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 運動普及推進員*としての知識技術を高めます。 ヘルスパートナーさいわいが区内で行う運動に関するボランティア活動により、地域での健康づくりに貢献がなされます。 			
		ヘルスパートナーさいわい（区内での運動に関するボランティア活動をしている団体） 					
	ココに載っています！	協働団体等	ヘルスパートナーさいわい	区担当所管 （電話番号）	地域保健福祉課 地域健康支援係 （556-6648）		
	幸区ホームページ						
45	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者介護者教室 			
		認知症高齢者介護者への支援					
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の特徴を知り、認知症を介護する介護者の精神的、身体的負担の軽減に役立つようにします。 			
		区民、認知症高齢者の介護者や興味のある方					
	ココに載っています！	協働団体等	地域包括支援センター	区担当所管 （電話番号）	地域保健福祉課 地域健康支援係 （556-6648）		
	保健福祉センターだより						
46	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育てボランティアに必要な知識を学ぶ講座 ボランティアに必要なスキルアップ ボランティア同士の交流、情報交換 研修会、連絡会の実施 			
		すくすく子育てボランティア活動支援					
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、予防接種、地域の子育てサポート等で活躍する人材を育成します。 子育て支援を振り返り、ボランティアの役割を再認識できるようにします。 			
		子育て支援やボランティアに関心のある人、子育てボランティアに関わっている人 					
	ココに載っています！	協働団体等	—	区担当所管 （電話番号）	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当 （556-6693）		
	おこさまっぴさいわい						

* 運動普及推進員：各種運動の普及活動を通し、運動の楽しさ と重要性を地域の人々に伝え、仲間とふれ合い、運動習慣を身に付けていくことを支援する健康づくりボランティアです。

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
47	識字ボランティア 研修	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、地域で識字の学習を支援するボランティアの養成・資質向上を図る学習の実施 		
	対象者 区民及び識字ボランティア 	目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域での識字ボランティアの育成を行い、多文化共生社会*実現を継続的にめざします。 		
	ココに載っています！ 幸市民館だより 幸市民館ホームページ	協働団体等	—	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課 (幸市民館) (541-3910)

* 多文化共生社会：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる社会のことです。

基本方針7 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化

区民、関係機関・団体、事業所と行政が手を携えて地域福祉の実現に取り組むため、連絡会議等を行って連携の強化を図ります。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
9 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します。	地域の福祉活動を推進するにあたって、様々な機関・団体等との交流・連携が広く行われるような取組を進めていきます。	48 社会福祉協議会との連携強化 49 幸区健康づくり推進会議 50 障害福祉サービス調整会議 51 障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり 52 地域ケア会議 53 幸区こども総合支援ネットワーク会議 54 幼・保・小連携事業

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
48	社会福祉協議会との連携強化	・地区社会福祉協議会との連携・協力 ・地域福祉に関する事業の共同開催	・地域情報の共有化の推進を図ります。 ・地域課題に対して臨機応変に対応します。	区社会福祉協議会	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
	対象者					
	区民 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ					

幸 区 の 取 組

河原町団地健康長寿まつり ♪住み慣れた団地でいつまでも元気に暮らそう♪

河原町団地は高齢化率が川崎市で1番です。歳を重ねても元気でいきいきと、長生きの人が多いたちをめぐり、河原町地区社会福祉協議会と幸区役所地域保健福祉課主催で、平成18年度から年1回「河原町団地健康長寿まつり」を開催しています。民生委員児童委員や自治会、地域包括支援センター、運動・食生活ボランティアの協力を得て、握力や足指力などの体力測定や体操を行っています。自分の体力を確認してこれからの健康づくりを考えるきっかけや、団地全体の住民交流の場となっています。



49	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 幸区健康づくり推進会議の開催 食育分科会の開催 		
		幸区健康づくり推進会議				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 幸区での健康づくり運動の推進及び地域の課題について協議します。 幸区の特性を活かした健康づくりのネットワークの構築を図ります。 		
		会議委員 				
	ココに載っています！	協働団体等	幸区医師会、歯科医師会幸支部、小学校長会、中学校長会、幸区PTA協議会、幸区地域教育会議、幸区子ども会連合会、ヘルスマイト幸、ヘルスパートナーさいわい	区担当所管 (電話番号)	地域保健福祉課 地域健康支援係 (556-6648)	
	幸区ホームページ					
50	No.	具体的取組・事業名	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 個々の福祉サービスプランについて、公平性も含め協議し、要否を判断 		
		障害福祉サービス調整会議				
		対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が地域の中で自立した生活を営むことができるようにします。 		
		障害者 				
	ココに載っています！	協働団体等	幸区地域自立支援協議会	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課 障害者支援係 (556-6654)	
	—					

幸 区 の 取 組

幸区健康づくり推進会議

幸区健康づくり推進会議では、働きざかり世代の健康について地域でできることは何かを話し合っています。

平成25年10月の第41回幸区リレーカーニバルに「出張 健康づくり推進会議」のブースを設け、働きざかり世代の健康づくりへのきっかけになればと、測定コーナー（血管年齢・肺年齢・咬合力・握力）・体操コーナー・体験コーナー（手作りの野菜たっぷりおやつを試食・適正な塩分濃度の試飲）を行いました。初めての試みでしたが、多くの方に参加していただきました。今後も様々な機会を通じて働き盛り世代の健康増進・普及啓発についての取組を行っていきます。



51	No.	具体的取組・事業名	事業内容			
		障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり				
		対象者	目的			
		障害者 				
	ココに載っています！	協働団体等	幸区地域自立支援協議会	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課 障害者支援係 (556-6654)	
		—				
52	No.	具体的取組・事業名	事業内容			
		地域ケア会議				
		対象者	目的			
		高齢者 				
	ココに載っています！	協働団体等	地域包括支援センター 民生委員児童委員 区社会福祉協議会 介護支援専門員 その他地域の団体	区担当所管 (電話番号)	高齢・障害課 高齢者支援係 (556-6619)	
	かわさきいきいき長寿プラン					
53	No.	具体的取組・事業名	事業内容			
		幸区こども総合支援ネットワーク会議				
		対象者	目的			
		子育て支援関係団体・機関 				
	ココに載っています！	協働団体等	子育て支援関係機関・団体	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6730)	
	幸区ホームページ内「こども・子育て情報」					
54	No.	具体的取組・事業名	事業内容			
		幼・保・小連携事業				
		対象者	目的			
		区内幼稚園、保育園、小学校等 				
	ココに載っています！	協働団体等	区内幼稚園及び民営保育園等	区担当所管 (電話番号)	こども支援室 (556-6718)	
	幸区ホームページ内「こども・子育て情報」					

基本方針8 地域活動への区民参加の促進

いきいきとした地域福祉を実現するために、地域活動への区民参加を積極的に支援していきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H26～H28年度）の取組
10 区民の地域活動への参加意識を啓発し、活動を支援します。	区民の地域活動への参加を促進し、助け合いなどの地域のつながりが強くなるように取組を進めていきます。	55 地域交流会等の推進 56 市民活動等支援事業 57 地域コミュニティ活動の推進 58 市民自主学級・市民自主企画事業 59 地域資源を活かしたまちづくり事業～日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業～ 60 提案型協働推進事業 61 花と緑のさいわい事業

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	地域保健福祉課 地域保健福祉係 (556-6643)
55	地域交流会等の推進	・地域で交流会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 「幸区しあわせプラン」の普及・啓発の推進に努めます。 地域の課題を把握します。 課題解決の過程で、地域のつながりを深めます。 	区社会福祉協議会	区担当所管 (電話番号)	
	対象者					
	区民 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	地域振興課 まちづくり推進係 (556-6606)
56	市民活動等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体へ作業スペース、作業用具、展示スペース等を提供 フォーラム等を開催し、市民活動団体の活動を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の地域での様々な活動の支援を行います。 	—	区担当所管 (電話番号)	
	対象者					
	市民活動団体 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「市民活動支援」					

No.	具体的取組・事業名	事業内容	目的	協働団体等	区担当所管（電話番号）	地域振興課 地域活動支援係 (556-6609)
57	地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会への加入促進の取組 町内会・自治会組織の立ち上げ支援 町内会・自治会の活性化に向けた支援 地域活動の活性化支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会が、これからも継続して活発な活動ができるよう、地域活動の支援を強化しながら、地域のつながりを大切にし、人が共に支え合い、顔の見える“暮らしやすいまちづくり”をめざします。 	町内会・自治会	区担当所管 (電話番号)	
	対象者					
	区民 					
	ココに載っています！ 幸区ホームページ内「幸区町内会連合会」					

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
58	市民自主学級・市民自主企画事業	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域課題・生活課題から市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創設 ・市民が共に課題解決に向けて考え、学習や活動への力を養う 			
	対象者 区民 	目的 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決学習を通じ、市民自治・市民活動参画の力を身に付けます。 ・地域全体に活動の視野・ネットワークを広げるきっかけとします。 ・区民と行政との連携を視野に入れ、新たな公共性をめざします。 			
	ココに載っています！ 幸市民館だより 幸市民館ホームページ	協働団体等	各企画提案グループ等	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課 (幸市民館) (541-3910)
No.	具体的取組・事業名	事業内容			
59	地域資源を活かしたまちづくり事業～日吉のタカラモノを次世代につなげる地域ネットワーク推進事業～	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、環境、歴史、文化、子育て等の分野における市民団体がネットワークを形成し、行政機関等と連携して地域固有の資源を活用した身近なまちづくりを実施 (今まで実施した事業) ・エコツアー・伝統行事を後の世代に継承するイベント ・日吉のタカラモノガイドマップの作成・地域のタカラモノをモチーフとした「かるた」づくり など 			
	対象者 区民 	目的 <ul style="list-style-type: none"> ・日吉地区の歴史・文化遺産を見つけ、学び、伝えていきます。 ・日吉地区の自然環境を守り、育てることに寄与します。 ・日吉地区の世代間交流を進め、子どもも大人も住みやすいまちづくりを進めていきます。 			
	ココに載っています！ 日吉の「わッ」ネットワーク新聞(年2回発行) 幸市民館日吉分館ホームページ	協働団体等	日吉の「わッ」～日吉のタカラモノを次世代につなげるネットワーク～実行委員会	区担当所管 (電話番号)	生涯学習支援課日吉地区担当(幸市民館日吉分館) (587-1491)

活動紹介

日吉の「わッ」～日吉のタカラモノを次世代につなげるネットワーク～

日吉地区には、加瀬山や鶴見川・矢上川の自然、古墳や貝塚などの文化・歴史、いきいきと活動する様々な市民グループなど、たくさんのタカラモノがあります。日吉の「わッ」実行委員会は、これらのタカラモノを子どもたちに伝え、さらには育てていこうと活動しています。日吉のタカラモノかるたやタカラモノマップなどを作成したり、「ひと月遅れのお正月」というイベントを毎年開催したりしています。

ぜひ一緒に活動しませんか。



「ひと月遅れのお正月」で大型かるた大会



日吉のタカラモノかるた

No.	具体的取組・事業名	事業内容			
60	提案型協働推進事業	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決のための事業提案を受け、提案団体と行政の協働により、事業を実施 		
	対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 設定したテーマに基づき、地域社会における課題を、地域団体と行政との協働により解決を図ります。 		
	区民（詳細は提案事業により異なる） 				
ココに載っています！ 幸区ホームページ	協働団体等	地域の団体	区担当所管 (電話番号)	企画課企画調整担当 (556-6612)	
No.	具体的取組・事業名	事業内容			
⑧ 61	花と緑のさいわい事業	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 小学生とさいわい花クラブ実行委員会による公共花壇花植えを実施 		
	対象者	目的	<ul style="list-style-type: none"> 世代間の交流と地域とのつながりを深めます。 区民の緑化意識の高揚を図ります。 花と緑の潤いのある明るいまちづくりを推進します。 		
	区民（事業毎に異なる） 				
ココに載っています！ 幸区ホームページ	協働団体等	下平間小学校 さいわい花クラブ実行委員会	区担当所管 (電話番号)	地域振興課 まちづくり推進係 (556-6612)	

住民交流活動拠点 小倉の駅舎 陽だまり ・ 塚越の陽だまり

地域住民がいつでも気軽に足を運ぶことができる身近な交流場所として、住民同士がお互いに支え合い、安心して暮らせる豊かな福祉のまちづくりの拠点となっています。



●小倉の駅舎 陽だまりの特徴

商店街と地域コミュニティの連携により、買い物や散歩途中の休憩、地域での集会、おしゃべりの場として多種多様な方が訪れる、地域に根差した拠点となっています。



●塚越の陽だまりの特徴

塚越3丁目のさくらの公園内にあり、約90平方メートルの広さがあります。マットを敷いたキッズスペースにはおもちゃ、絵本などが置いてあり、授乳スペースもあります。

また、足を伸ばしてくつろげる畳コーナーや小学生用の漫画本などもあります。季節に応じて節分、ひな祭り、七夕などの季節行事を行っています。

資料編

(1) 第4期幸区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成25年 5月21日	第1回 幸区地域福祉計画 推進会議作業部会	1 幸区しあわせプランとは 2 平成25年度の会議開催予定について 3 第1回推進会議に使用する資料について 4 幸区しあわせプラン（第4期幸区地域福祉計画）の策定作業について
6月3日	第1回 幸区地域福祉計画 推進会議	1 平成25年度の重点的な取組について 2 第3期幸区地域福祉計画の意見・評価等について 3 第3回川崎市地域福祉実態調査の結果について 4 第4期幸区地域福祉計画の策定について
7月4日	第2回 幸区地域福祉計画 推進会議作業部会	1 第4期計画骨子（案）について 2 第4期計画における主要な取組について
8月19日	第2回 幸区地域福祉計画 推進会議	1 第4期計画骨子（案）について 2 第4期計画における重点項目（案）について
10月17日	第3回 幸区地域福祉計画 推進会議作業部会	1 幸区しあわせプラン（第4期幸区地域福祉計画）素案について
11月13日	第3回 幸区地域福祉計画 推進会議	1 幸区しあわせプラン（第4期幸区地域福祉計画）素案について
平成26年 1月27日 ～ 2月26日	パブリックコメント	意見募集
1月28日	区民説明会	第4期地域福祉計画（案）の説明
3月3日	第4回 幸区地域福祉計画 推進会議	1 区民説明会について 2 幸区しあわせプラン概要版（案）及び表紙（案）について 3 第3期の取組について

(2) 幸区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 平成23年4月1日～平成26年3月31日

氏名		所属	職名
◎	豊田宗裕	横浜国際福祉専門学校	顧問
	佐藤忠次	幸区社会福祉協議会	会長
	榎日照江	幸区民生委員児童委員協議会	会長
	中原敏子	幸区民生委員児童委員協議会	副会長
	土倉護曜	幸区町内会連合会	理事
	昼間政治	幸商店街連合会	会長
○	海老塚美子	幸区赤十字奉仕団	委員長
	杉野丘子	幸区老人クラブ連合会	理事
	新堀昌美	社会福祉法人 幸ヒューマンネットワーク	理事
	石渡裕美	自主保育まんまる	代表
	前橋正敏	幸区社会福祉協議会	事務局長
	奥山慶三	幸区役所保健福祉センター	所長
	林露子	幸区役所保健福祉センター	副所長

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)

(3) 幸区地域福祉計画推進会議作業部会委員名簿

平成25年5月

氏名		所属	職名
1	奥山慶三	幸区役所保健福祉センター	所長
2	林露子	幸区役所保健福祉センター	副所長
3	瀧村昭二	危機管理担当	課長
4	今村健二	企画課	課長
5	中鉢教重	地域振興課	課長
6	中村高明	生涯学習支援課（幸市民館）	課長（館長）
7	佐藤慎子	児童家庭課	課長
8	野口信久	高齢・障害課	課長
9	田中和佳子	こども支援室 企画調整担当	課長

事務局

氏名		所属	職名
1	中谷明美	地域保健福祉課	課長
2	家中悦子	地域保健福祉課 地域保健福祉係	係長
3	高階美智代	地域保健福祉課 地域健康支援係	課長補佐
4	橋本美雪	児童家庭課 児童家庭サービス係	課長補佐
5	谷浩昭	児童家庭課 児童家庭相談サポート担当	課長補佐
6	大城敬子	高齢・障害課 高齢者支援係	係長
7	岩崎美穂	高齢・障害課 障害者支援係	係長
8	野村有紀子	こども支援室 企画調整担当	係長
9	戸田智美	地域保健福祉課 地域保健福祉係	主任
10	阿部亘仁	地域保健福祉課 地域保健福祉係	

(4) 幸区地域福祉計画推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本区における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、幸区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は次の事項に関して協議をし、その結果を区長へ報告する。

- (1) 地域福祉計画の推進及び取組み方法の検討に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び取組み状況の評価に関すること
- (3) 地域福祉計画の策定に関すること
- (4) その他各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(推進会議)

第3条 推進会議は、次の各号に属する委員20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療及び福祉団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) 市民公募委員
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が認めた者

2 推進会議には委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

3 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 推進会議は、必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び作業部会の庶務は、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課におい

て処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月3日から施行する。

2 改正後の要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日において現に委嘱されている幸区地域福祉計画推進検討会議の委員の任期について適用する。この場合において、幸区地域福祉計画推進検討会議の任期は、同項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

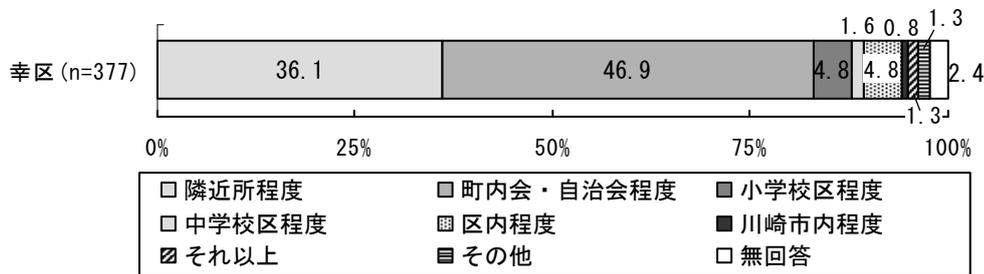
(5) 第3回川崎市地域福祉実態調査（幸区の集計結果）

平成25年1月に実施された「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」の幸区の主な集計結果です。

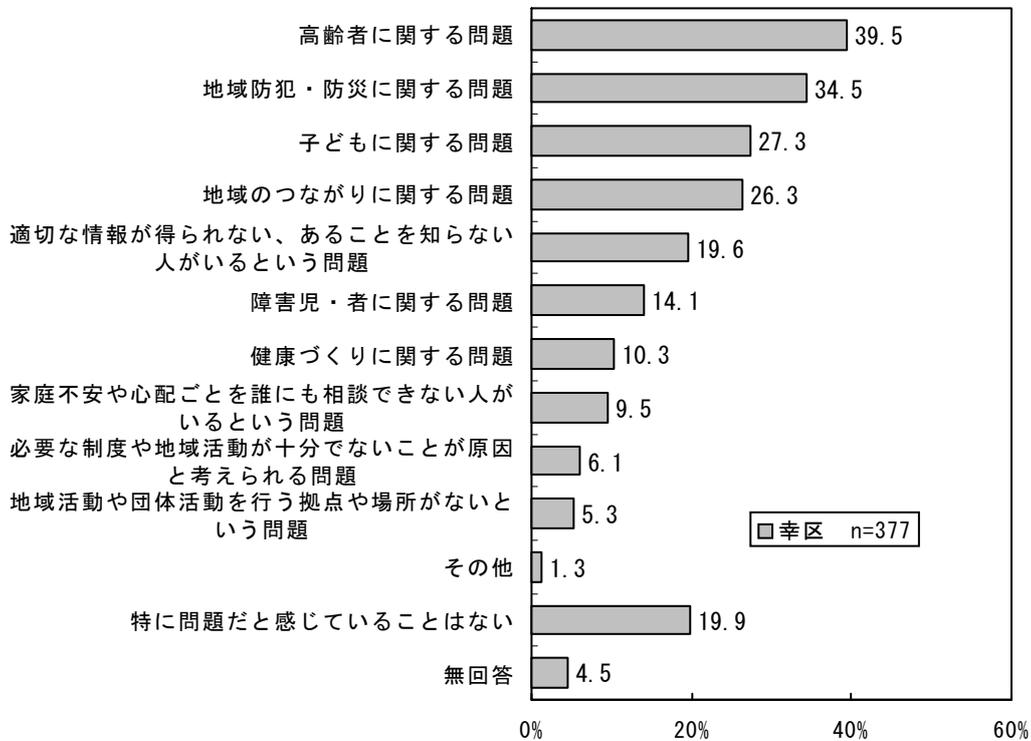
① 調査の概要

- 20歳以上の男女から各区850人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
- 回収数377、回収率44.4%

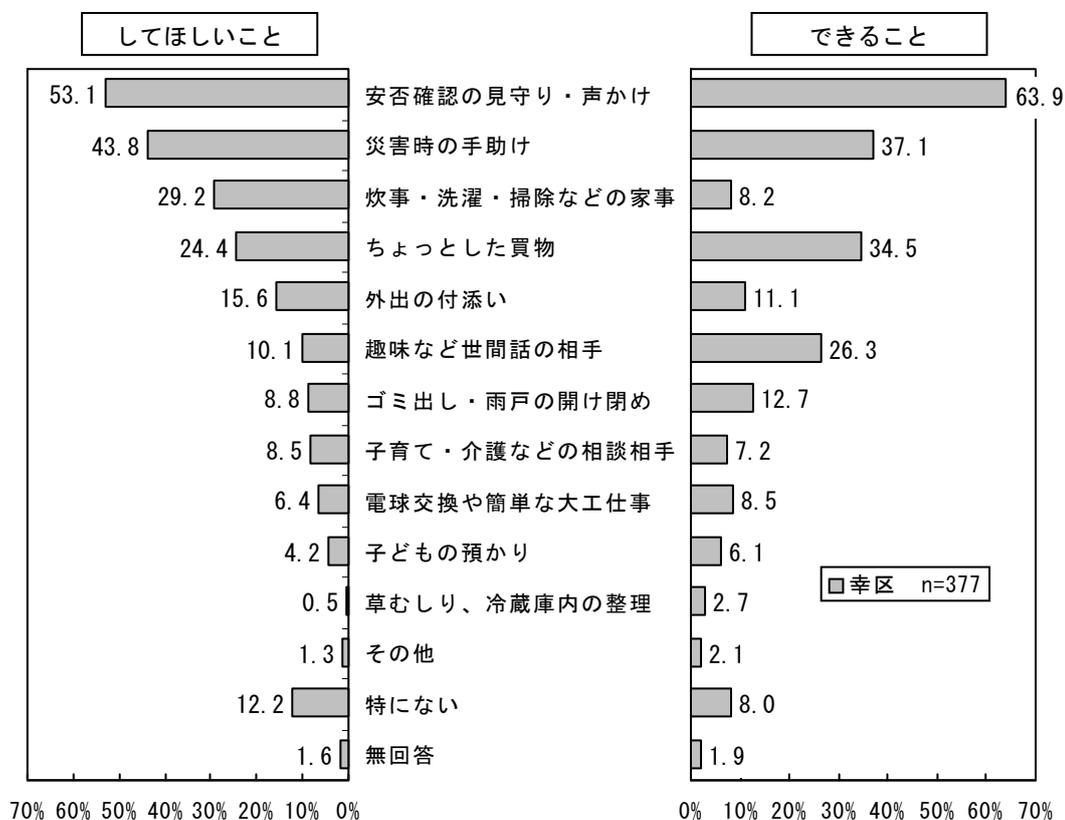
② 助け合いをすることができる「地域」の範囲



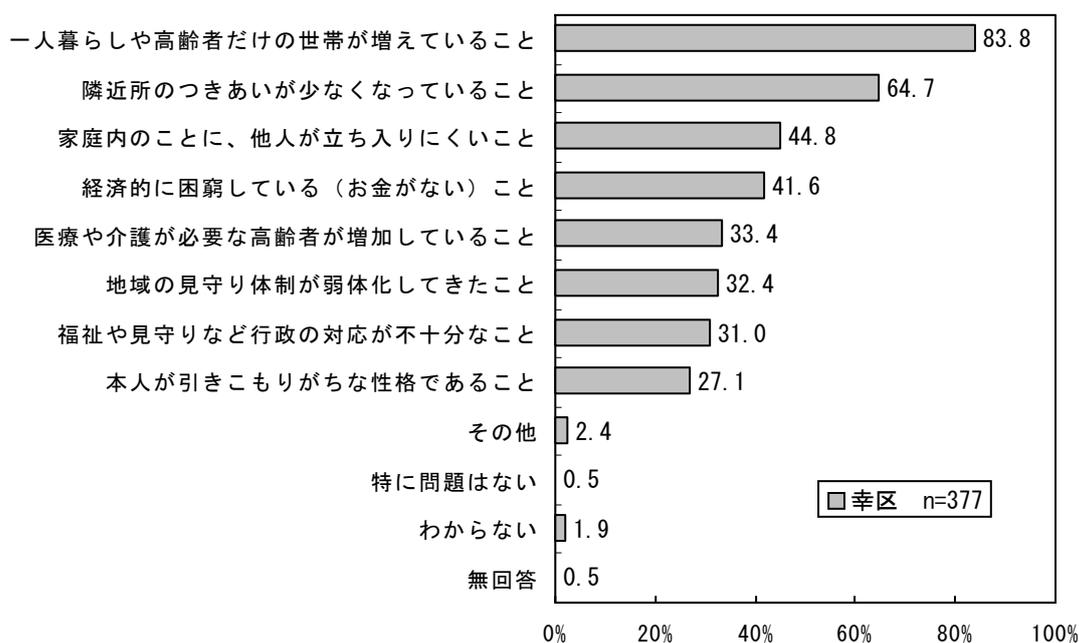
③ 「地域」において問題になっていること（複数回答）



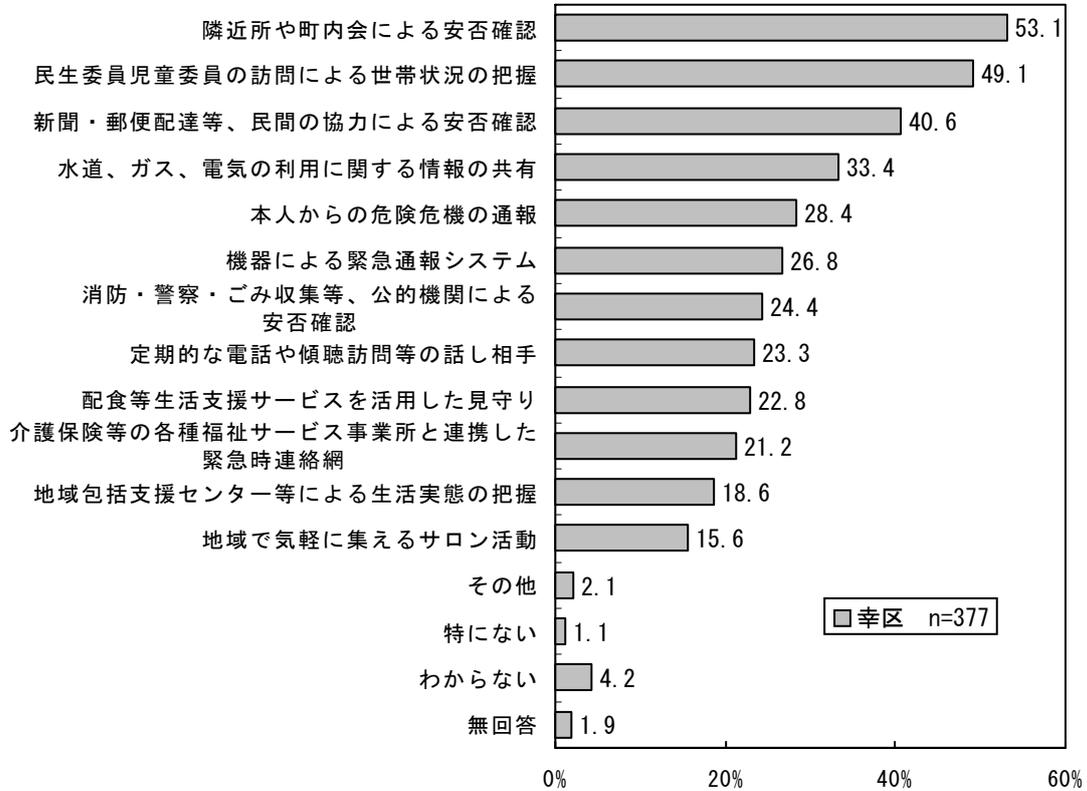
④ 地域の人に手助けしてほしいこと・地域の支え合いとして自身ができること
(複数回答)



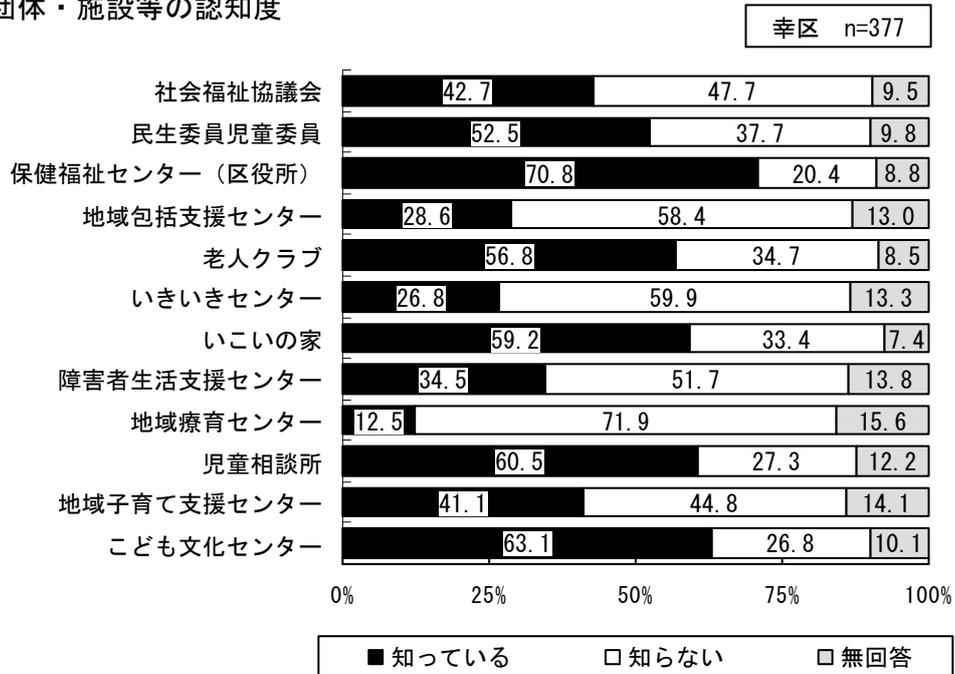
⑤ 孤立死が生じる原因として問題だと思うこと (複数回答)



⑥ 孤立死を防ぐために有効だと思うこと（5つまでの複数回答）



⑦ 団体・施設等の認知度



～ 夢見ヶ崎動物公園の仲間たち ～

(平成25年12月1日現在)



夢見ヶ崎動物公園にはこのほかにたくさんの動物がいます。

幸区しあわせプラン

「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」
の実現をめざして

第4期 幸区地域福祉計画

2014（平成26）年3月

川崎市幸区役所 保健福祉センター地域保健福祉課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1

T E L 044-556-6643

表紙・裏表紙の絵：幸区役所 前田浩一

